都立建築物の

ユニバーサルデザイン

導入ガイドライン

東京都 財務局

目 次

第1章 都立建築物へのユニバーサルデザイン導入にあたって ・・・・・・・・・ 1
ガイドラインの目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
ユニバーサルデザインの定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
都立建築物へのユニバーサルデザイン導入の背景 ・・・・・・・・・・・・ 5
ユニバーサルデザイン導入のためのステップ ・・・・・・・・・・・・・・・ 6
Step1 UDの基本の考え方の整理(UD導入計画書【基本計画】の作成)・・・・・・ 6
Step2 現況の調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
S t e p 3 U D 導入計画書 【基本設計】の作成 ・・・・・・・・・・・・ 11
Step4 UDチェックリストを参考に実施設計 ・・・・・・・・・・・・ 13
S t e p 5 工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
S t e p 6 U D の事後評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
ユニバーサルデザインのスパイラルアップ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第2章 ユニバーサルデザインチェックリスト ・・・・・・・・・・・・・ 18
(様式 1)ユニバーサルデザイン導入計画書【基本計画】 ・・・・・・・・・・・ 20
(様式 2)ユニバーサルデザイン導入計画書【基本設計】 ・・・・・・・・・・・・・ 21
(様式 3)ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】 ・・・・・・・・・・・・・ 22
(様式 4)ユニバーサルデザイン導入整備書【工事】 ・・・・・・・・・・・・・・ 23
(様式 5)ユニバーサルデザイン導入事後評価書 ・・・・・・・・・・・・・・・ 24
移動空間【建物外部】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
移動空間【建物内部】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
行為空間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
環境・安全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

第3章 参考資料 ············57
床の滑り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
案内用図記号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
トイレ整備の考え方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
取組事例の紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
(1) 大型の車椅子による移動への配慮 ・・・・・・・・・・・・・・・ 64
(2) - 1 外国人旅行者等への配慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
(2) - 2ピクトグラムを活用した外国人旅行者等にもわかりやすいサイン ・・・・・・・ 66
東京 2020 大会の施設整備におけるユニバーサルデザイン(Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイド
ラインとアクセシビリティ・ワークショップ) ・・・・・・・・・・・・・ 67
関係する法令や条例等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
参考文献等一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

第1章

都立建築物への

ユニバーサルデザイン導入にあたって

ガイドラインの目的

都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインの目的

都立建築物は、長寿命化の実現・コスト管理の徹底・安全性の確保・利用者の視点の重視・環境への配慮等を踏まえた整備を行っています。より利用者の視点を重視するためには、従来のように高齢者や障害者など、特定の人への配慮という概念で狭義的に捉えるのではなく、全ての人を利用者ととらえ、視野を広げることが必要です。このため、本ガイドラインは、ユニバーサルデザインの考え方を都立建築物に導入し、施設利用者の多様で幅広いニーズを十分理解した上で、適切に反映することを目的としています。

都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインの適用範囲

対象施設:全ての都立建築物の新築・改築・増築及び改修工事

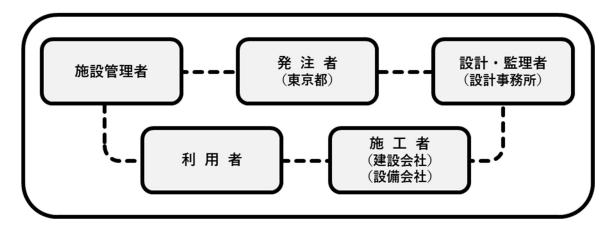
対象者 :年齢・性別・能力等を問わず全ての人(障害を持った方、高齢者、子ども、妊婦、乳

幼児連れ、外国人等)を対象とする。

対象行為及び対象部位:

対象者が利用する動線上にある施設の各部分及びそこで行われる行為のほか、災害等の 緊急時に避難する動線上の部分、行為についても考慮

都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインに携わる人



都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインの全体構成と使い方

このガイドラインは第1章ユニバーサルデザインの導入、第2章ユニバーサルデザインチェックリスト、第3章参考資料で構成されています。

第1章では、ユニバーサルデザインの用語の定義から始まり、都立建築物への導入の背景、目的を明確にしています。ユニバーサルデザインの考え方が伝わるように、基本の考え方から始まり、ステップごとの検討事項やポイントを示し、検討経過を重視したユニバーサルデザインの考え方が取り入られるような構成といたしました。

第2章では、ユニバーサルデザインチェックリストで、建物の空間や部位ごとのユニバーサルデザインの検討項目・注意事項を示しています。チェックボックスの右側には、東京都福祉のまちづくり条例・建築物バリアフリー条例・バリアフリー法を掲載し、設置基準・寸法等を確認できる構成となっています。また、イメージ図には、ユニバーサルデザインの主な視点を盛り込んでいます。(チェックリストは法令・条例のすべての規定を網羅するものではないため、法令・条例による対応を義務化される施設では福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル等で確認をする必要があります。)

第3章では、参考資料として、案内用図記号の紹介や取組事例、法律・条例を掲載しています。

ユニバーサルデザインの定義

ユニバーサルデザインとは

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです。

ユニバーサルデザイン7原則

- ① だれにも公平に利用できること (公平性の原則)
- ② 利用者に応じた使い方ができること(柔軟性の原則)
- ③ 使い方が簡単ですぐわかること(単純性と直感性の原則)
- ④ 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと(安全性の原則)
- ⑤ 必要な情報がすぐ理解できること (認知性の原則)
- ⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること (効率性の原則)
- ⑦ 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること(快適性の原則)

ユニバーサルデザインの歴史

ユニバーサルデザインは、ノースカロライナ州立大学(米) のロナウド・メイス教授(1941-1998)が 1980 年代に提唱したもので、日本国内においても浸透し、ユニバーサルデザインの考え方が、建築物や交通機関、様々な商品などに導入されています。

ユニバーサルデザインとバリアフリーの違い

バリアフリーもユニバーサルデザインも、ともに、全ての人が平等に社会参加できるという同 じゴールを目指すものです。

ユニバーサルデザインは「できるだけ多くの人にとって快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリア(障壁) を生み出さないようにするもの」という考えであり、一方、バリアフリーは、「バリア(障壁)の存在を前提として、その除去を行うこと」と言えます。

そのため、ユニバーサルデザインは、バリアフリーを包含し、発展させた考えと言えます。

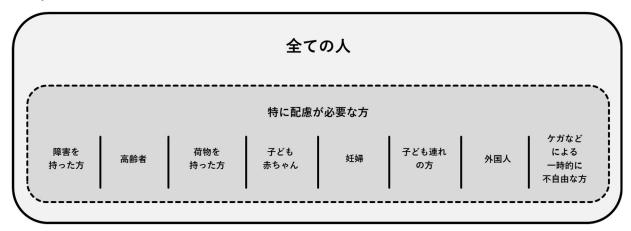
都立建築物へのユニバーサルデザイン導入の背景

これまでの都立建築物の整備にあたっては、東京都福祉のまちづくり条例に基づく施設整備マニュアルなどにより、バリアフリー化に努めてきました。バリアフリーへの取組は、段差を改修するなどの物理的な障壁を取り除くだけでなく、心理的、情報的な障壁も含めて取り除くことにより、円滑な移動空間の確保を促進する効果を期待していたものでした。しかし、バリアフリーは高齢者や障害者等、特別な配慮を必要とする人のための取組であると狭義に解釈されがちなことも否定できませんでした。

これに対し、ユニバーサルデザインの考え方は、全ての人(障害を持った方、高齢者、子ども、妊婦、子ども連れの方、外国人等)に対して配慮した整備を行うことであり、バリアフリー 化以上に、より利用者の視点を重視した質の高い都立建築物の整備行うことができます。

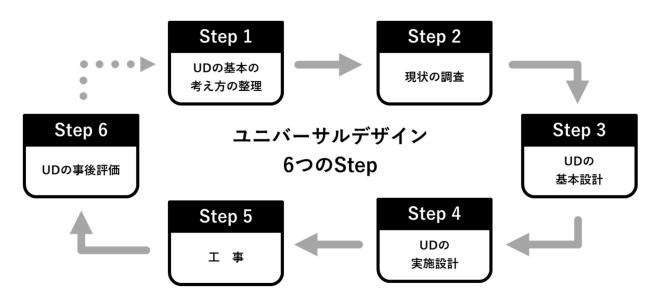
東京都福祉のまちづくり推進協議会(第4期)は、平成15年8月26日に「21世紀の福祉のまちづくりビジョン」のあり方についての最終報告で、ユニバーサルデザインの考え方を基本に福祉のまちづくりを進めることが重要であることを提言し、第5期の推進協議会(前期)で、公共施設はユニバーサルデザインの積極的な普及に取り組むべきと提言しました。

都立建築物へのユニバーサルデザインの考え方の導入に向け、福祉保健局他4局と国土 交通省ならびに学識経験者から構成される「都有施設ユニバーサルデザインガイドライン策定準 備委員会」を設立、検討を開始し、平成17年4月に「ユニバーサルデザインの考え方を導入した 都有施設整備の基本方針」を策定しました。さらに具体的な導入方法を検討するため、平成17年 12月に「都有施設ユニバーサルデザインガイドライン策定委員会」を設置し、今回分かりやすく 具体的な事例や手順を示した「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」を作成しました。



ユニバーサルデザイン導入のためのステップ

ユニバーサルデザイン(以下UDとする。)の考え方を都立建築物へ導入するには、以下のステップ(Step1~Step6)を踏みながら、ユニバーサルデザインチェックリスト(第2章)の項目を検討・反映していきます。



Step 1 UDの基本の考え方の整理(UD導入計画書【基本計画】の作成)

Step 1 では、UDの基本の考え方を学ぶとともに、当該建築物におけるUDの基本的な方針を設定します。

まず、発注者は下記に示す全ての人のうち特に配慮が必要な施設の利用者の行動特性を考え、 次ページに示す項目ごとに、UD導入の視点や第2章のユニバーサルデザインチェックリストの 内容を把握します。

施設の内容に応じた、利用者の行動特性をより把握するためには、利用者の意見を聞くことが 有効です。また、場合によっては、UDのための検討委員会を設け、その施設に応じた検討を行います。

全ての人のうち 特に配慮が必要な施設利用者 〇障害を持った方(肢体・視覚・聴覚・言語・内部機能・知的・精神等) 〇高齢者 〇荷物を持った方 〇ケガなどによる一時的に不自由な方 〇外国人 〇妊婦 〇子ども連れの方 〇子ども、赤ちゃん

① 各項目のUD導入の視点

移動空間【建物外部】(敷地出入口・敷地内通路・階段・スロープ・駐輪場・駐車場・車路等)

- ○だれもが同一経路を通れる計画
- ○歩行者の安全性及び利便性の確保
- ○分かりやすい経路や誘導
- ○円滑な水平移動の確保

だれもが 同一経路を

移動空間【建物内部】(建物出入口・受付・廊下・EV・エスカレーター・各室出入口等)

- ○分かりやすい空間構成
- ○分かりやすい誘導
- ○円滑な水平移動の確保
- ○円滑な垂直移動手段の確保

わかりやすい 空間構成を

行為空間(待合・窓口・執務室・会議室・トイレ・水飲み場・子育て支援環境・湯沸室・

職員休養スペース・食堂・浴室・シャワー室・スイッチ・コンセント等)

- ○施設規模や利用者に応じたきめ細かな設定や配慮
- ○機能分散されたトイレ計画
- ○だれもが使用可能な寸法、形状等
- ○操作のしやすさ、分かりやすさ

きめ細かな 配慮を

情報(視覚・音声・触知・ピクト等)

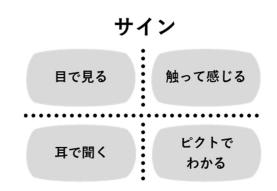
- ○多角的方法による情報提供
- ○単純明快で分かりやすい情報を提供

環境(光・音・熱・空気質等)

- ○身体感覚に配慮した快適な環境を提供
- ○心理的影響に配慮した快適な環境を提供

安全(避難・防災・防犯等)

- ○安全に避難できるように考慮した避難、防災計画
- ○災害時に求められる機能を計画に反映
- ○自由な行動空間と防災・防犯性の確保との両立



UD導入の視点を踏まえ、当該建築物におけるUDの基本的な方針を設定します。その際は次に示す「施設利用の可能性」や、「配慮すべき利用者の来訪の可能性」について十分検討を行います。

② 施設利用の可能性

当該建築物において、働く職員等も含め、全ての人が施設を利用する可能性を考えます。

ポイント

〇地域開放の可能性 〇将来の用途変更の可能性 〇災害時における施設の役割

③ 配慮すべき利用者の来訪の可能性

当該建築物来訪する利用者の特性を把握します。また、他の要因で来訪が阻害されている利用希望者がいる場合、その要因が解消されることにより、来訪が可能となります。

ポイント(来訪しない方の要因)

- 〇来訪の必要がないのか
- ○施設が配慮されてないためなのか
- ○来訪するための経路が整備されていないためか

④ UD導入計画書【基本計画】の作成

上記の可能性を検討した上で、UD導入の視点を踏まえ(様式 1)UD導入計画書【基本計画】に当該建築物におけるUDの基本的な方針を設定します。また、施設の規模や予算に影響のある諸室や設備については、後の設計段階では盛り込めなくなる場合があるため、基本計画の段階で確実に計画に反映させる必要があります。

規模(延床面積)に影響のある諸室

- 〇子育て支援室
- 〇カームダウン・クールダウン室
- 〇屋根付き車椅子使用者用駐車場 等

予算に影響のある設備

- 〇集団補聴設備
- 〇音声案内設備
- 〇災害時において必要となる設備 等

UD導入計画書【基本計画】の例(一部抜粋)

規模と予算に影響のある諸室や設備を整理する

JD導入の必要性		UD関連諸室・設備の設置の有	無		<i></i>			
		UD関連諸室	有無	備考	UD関連設備	有無	備考	
		子育て支援室			集団補聴設備			
ユニバーサルデザインの考え方の導入について検討した結果、特定多数の高校生が使用する建物であるが、地域開放など、学校の運営		カームダウン・クールダウン	あり			音声案内設備	あり	体育館は視覚障害
が変更する可能性もあるため、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れることが必要であると判断した。費用面では限界があることから、人		屋根付き車椅子使用者用駐車場	あり	屋根付き車椅子使用 者用駐車場は2台分	デジタルサイネージ等映像設備		者の避難を考慮し、	
的対応も含めて、基本設計以降継続的に協議を行うこととした。	[とする。	窓口案内システム		音声案内設備を導入	
	[]			90.	
	L							

UD導入の方針		
項目	UDの視点(主な抜粋)	項目ごとのUD導入の方針
移動空間 【建物外部】	だれもが同一経路を通れる計画 分かりやすい経路や誘導 UDの視点を	はれずに移動できる。・車椅子使用者が一人ですべての校舎に容易にアクセスできる。・体育館を避難所として運営することを念頭に置いた計画とする。 こ記載
移動空間 【建物内部】	分かりやすい空間構成・誘導 円滑な水平・垂直移動手段の確保	・単稿子使用者が一人ですべての利用居室にアクセスできる。・初めて来訪した人が目的の部屋に容易にアクセスできる見通しがよく、わかりやすい空間構成とする。・生徒が交続しないようゆとりを持った幅員とする。
行為空間	施設規模や利用者に応じたきめ細かな設定や配慮 トイレの機能分散の考え方	・生徒、教職員の交流を促すホールを計画する。 ・各校舎の1階トイルに車椅子使用者用使房とオストメイト用整備を有する使房を設置する。 ・体育館には車椅子使用者用使房(介助用ペッド合む)、男女共用使房、オストメイト用整備や乳効児設備を有する使房を設置する。
情報	多角的方法による情報提供 単純明快で分かりやすい情報を提供	・体育館には音声案内設備を導入する。・ピクトグラムを活用し、単純明快な情報を提供する。特に初めての人でも目的の施設や部屋にたどり着くためにわかりやすいサインを目指す。・案内設備の文字情報は英語を併記する。
環境	身体感覚に配慮した快適な環境を提供 心理的影響に配慮した快適な環境を提供	・内装を木質化し温かみある空間とする。・十分な明るさを確保する。
安全	安全に避難できるように考慮した防災、避難計画 災害時に求められる機能を計画に反映	項目ごとにUD導入の 基本的な方針を記入する が対策も考慮)
(追加項目欄)	(UDの視点を追加)人的対応	・設計段階からハードでの対応と人的対応を整理しておく。

※基本計画を行わない場合や、基本計画で考え方の整理ができていない場合は基本設計の初期段階で、この 計画書を活用し考え方を整理します。

Step 2 現状の調査

Step2 では、設計者・発注者・施設管理者が、現場状況を利用者の視点に立って確認します。

現場では、段差の状況・出入り口の高低差を小さくすることが出来るかどうか、建物の配置では、敷地出入り口が駅やバス停等の経路からわかりやすい位置に配置できるか、検討します。敷地出入口から建物入口・受付までの間の誘導もわかりやすく、段差を少なく、距離を短く配置するよう検討します。

また、視覚障害者誘導用ブロックは、曲がりが多いと方向感覚を失うため、直線に敷ける様に 配慮し、建物入口・受付まで、安全な誘導を行うことも考慮します。

改修工事の場合は、既存建物の状況の把握が非常に重要です。後付されたサイン表示や注意喚起は、施設運営上、必要が生じて設置されたものです。こういった点を施設管理者等からのヒアリングで確認します。

改修時の現状確認の参考例

後付けサインの例



利用者への配慮から、後付けされたサイン。利用者から見て、一番見やすい位置が扉だった。 改修では、サインの設置場所を設計時から考慮 したい。

支柱の基礎がスロープ上に 設置されている例



支柱の基礎がスロープ上に設置され、車椅子 使用者の通行に危険である。支柱の基礎はつま づきやすいので、通路上には設置しない。

Step 3 U D 導入計画書【基本設計】の作成

Step 3 では、設計者と発注者が協力し、Step 1 と Step 2 の基本計画や現況調査を踏まえ、与条件を整理し、U D導入計画書【基本設計】を作成します。

① UD与条件の整理

(様式 1) U D 導入計画書【基本計画】でまとめた方針を基に当該建築物の UD の与条件を整理していきます。設計与条件に基づいて整備を行う際、どうしても制約がある場合は優先順位を決め、整理します。優先順位を決めるにあたっては、以下の視点で検討していきます。ただし、施設用途に応じた、使いやすさや経済効率等の観点からも再度検討し、与条件を整理することが大切です。

- a 必要性・緊急性
- b 実現の容易性
- c ハード対応かソフト対応可の選択



優先度の決定

また、供用開始後に整備すると広範囲の改修につながるものや、施工が困難なものなどは、現設計で実施できないかどうか、発注者等と協議し、ライフサイクルコストを含めて検討した上で、実施できるものを選択していきます。

② UD導入計画書【基本設計】の作成

設計者は、これまでの過程を踏まえ、第2章UDチェックリストに示す、(様式2) UD導入計画書【基本設計】を作成します。

まず、様式2に、施設概要・施設のコンセプト・UDの関係者・UD導入の検討方法、課題点をあげ、建築物の部位等において、利用者ごとに検討した配慮項目を記入します。

また、UDの検討経緯欄は、打合せ等で、どういった経緯や主旨で設置されたのか、特にどんな点を配慮したのか等を記録し、後の工事変更等に対しても、UDの考え方が損なわれないようにしていきます。

UD導入計画書【基本設計】の例(一部抜粋)

与条件整理の視点が記載

UDの導入計画						V						
与条件の整理	a 必要性・別	緊急性 b 実現の容易性 c	ハード・ソフト対応	むを検討 → 旅	設用途に応じた			らも再検討 →	優先度を決定			
						利用者ご	とに検討した具体的	的配慮項目				
建築物の部位等	UDの視点(主な抜粋)		400	障害者		****	高齢者	こども 子連れ	外国人	左記以外の人	UDの検討経緯
敷地出入口~ 建物入口	だれもが同一動線でわかりやすい影	5導	肢体 段差解消・幅員 階段スローフ*を 同一経路に	視覚 視覚障害者用誘導 プロックを敷設 インターホーン	時覚	内部機能 段差解消	特神・知的サイン・ウとり	段差解消・幅員 階段スローフ*を 間一経路に	妊婦 段差解消・幅員 階段スローフ*を 間一経路に	サイン外国語表記	福貴・ゆとり	UDの導入にあたっては、設計者・施設管理者 生徒等と、学校で車椅子を走行させ、段差等
駐車場·車路	車椅子使用者が最短距離で雨に 駐車場内・車路の安全対策等、8		専用駐車場 参車還分離 屋根設置	参車道分離	参車道分離	参車道分離	参車道分離	步車道分離	参車道分離	サイン 外国語表記	参車道分離	状況を確認した。 ほとんどの出入り口で段差があるため、すべて 解消するには費用がかかりすぎる。このため、一
階段・スローブ	階段・スローブを同一経路に 利 段差等の色相・明度又は彩度・仕		幅員 水平部の確保 脱輪防止	階段側に 誘導ブロック 手すりに直字	-	手すり	-	手すり・明度差	水平部の確保 脱輪防止		明度差	度に大勢の人が利用する箇所(玄関・昇降ロ・ 保備室の出入口・各棟をつなぐ渡り廊下・校舎 とグランド)を中心に段差を解消することとした。 た、学校の施設利用者の可能性として、生様・
廊下	避難経路やEVがわかりやすくなる。 窓下へ柱や扉等が飛び出さないよ		段差・幅員 サイン	仕上げや明度差に よる誘導	避難経路の 点滅サイン	-	サイン	段差·幅員・ 明度差·手すり	段差	サイン 外国語表記	サイン 原の衝突防止	- に、子校の認成利用者の可能性として、主使・ 教職員のほかに、父母・地域開放で利用する 関性氏を含めて考え、普通教室以外が配置さ れている1階・2階についての動験・サイン等の担
エレベーター	障害者対応EVを最短距離でわか	りやすい位置に	操作盤の高さ 値・乐すり	音声・点字	電光表示	-	表示	操作盤の高さ・しや すさ 手すり	操作盤の高さ わかりやすい表示	サイン	わかりやすい表示	場を行うこととした。 体育館と校会様の渡り廊下の階段とスローブ の幅員の模成については、何度も検討した結
建物入口~ 受付・待合・窓口	受付・トイレ・階段・EVが建物入口から 快適な空間となるよう特性に応じたきめ	UDの視点	を記載	F者用誘導 クを敷設 ーホーン	文字情報 筆談	-	サイン	カウンターの高さ 室内温度	椅子 カウンターの高さ	サイン	サイン	果、松葉杖を使用している人の中に、段の水平 部で一段ごとに体を安定をさせながら昇降する。 とも考えられるため、階段は残すこととした。従来
各室出入口	出入りしやすい幅員や戸・出入り即	(O) 10 (S)	引き戸(窓付)		罪(窓付)	-	サイン 色彩	雕(窓付)	サイン(子ども)	サイン 外国語表記	サイン 扉(窓付)	よりスローフ の幅や水平部を多く取り、車椅子使 用者や台車等が利用しやすいように配慮した。 車椅子使用者用駐車場は、駐車場から建制
トイレ(全体計画)	車椅子使用者用便房にすべての機能 個別機能を備えた便房を適切に設ける	を集中するのでなく、 機能を分散	車椅子使用者便房 以外にも大きめの便 房を設置		-	-	サイン	手すり設置	ヘピーチェアー ヘピーカーが たきさ	サイン	荷物置き場	入口までの動線を中心に検討を行い、建物の 口に近いところに駐車場を設け、駐車場・車路 屋根を設置した。
トイレ(便房内)	利用しやすい位置に配置・きめ細かな 左右の勝手の違いにも配慮	寸法等への配慮	車椅子使用者 対応 介助用ペッド	ボタン、紙巻き等の 配置 点字・音声		41 m		101.77	:7-	サイン ポタン、紙巻き等の 配置	見やすい鏡	EVの設置位置は、建物入口から分かりやすい場所に増築し、利用しやすいものとした。 トイレは、車椅子使用者用便房を設置し、1 2階で便房内のレイアウトを左右反転し、左右
サイン	「目で見る・耳で聞く・触って感じる・ピク 色は文字やピクトを補うものとして使用し		見やすい高さ	音声・点字 誘導ブロック 触知板の高さ	文成			じた配 <i>園</i> を記入す		図 外国語表記	色相・明度・ 彩度差 大きさ	使い勝手に配慮した。
避難	車椅子使用者などのため、一時差 避難経路の階段等への手すり設置	2000 2000	一時待機場所 防火ぐり戸	音声誘導	点域 電光表	1天 1八	レだ堺日	で記入	7 0	音声 電光表示 外国語表示	台声 電光表示 手すり	
(追加項目欄)	(UDの視点を追加)							昇降口に靴履き替 え用椅子の設置				

UDの計画の参考例

同一経路で入れる建物入口

計画では、敷地出入口までの交通手段を考え、建物出入口までの段差が生じない円滑な水平移動の確保を行います。段差が生じる場合は、だれもが同一経路で、階段・スロープを通り、建物入口まで誘導できるように配慮します。



だれもが同一動線で入れる建物入口例

だれもがわかる空間構成

空間構成は、サインに頼らないわかりやすさを心がけ、建物入口から移動空間であるEVやエスカレーター、階段、トイレなどをだれもが把握できる位置に配置します。サインは、設置場所を十分に検討しないと、せっかく設置しても、活用できません。



建物入口から入ると、シースルーEVとエスカレーターが 一瞬にして見渡せる例 ※丸ビル

Step 4 UDチェックリストを参考に実施設計

Step 4 では、第2章のUDチェックリストで確認しながら実施設計を行い、(様式3) UD導入整備書【実施設計】に記入します。

① 建築物の空間・部位ごとのチェックリストで確認

チェックリストでは、移動空間【建物内部】【建物外部】・行為空間・情報(サイン)・環境・安全の大項目に分かれ、敷地内通路・階段等それぞれの必要なチェック項目が基本項目と検討項目に分かれて挙げられています。

基本項目:チェック項目のうち、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準における遵守基準に明記されている部分を含む項目です。都立建築物の多くは条例上の特定都市施設に該当し、その場合、基本的に遵守基準に適合させる必要があるため基本項目としています。

検討項目:基本項目以外のチェック項目です。条例では定めにくい定性的な項目が含まれており、できる限り設計に反映するよう検討します。打合せ等の中で検討漏れがないか設計者と発注者で確認を行ってください。

設計者は、各項目を確認しながら設計にあたっていきます。

※注意点として、チェックリストの位置づけは都立建築物を設計するうえで着目すべき項目となりますが、必ずしも適合を義務付けるものではありません。法令・条例の規定と重なる箇所は下線で表示していますが、すべての規定を網羅するものではないため、法令・条例による対応が義務化される施設では、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」や「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等で確認をする必要があります。

チェックリストの例 (一部抜粋)

2	行為3					
6	トイレ		東京	不都福	祉のまちづくり乳	A. 例整備基準
- 2	2 トイ	レ【車椅 フは田本田佐三 田 共用便房】	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
	チェック	下線部は法・条例の対象基本項目				
		車椅子使用者用便房を設ける。	0	0	1以上(男女区別が 以上)	ある場合はそれぞれ1
-		扉は開閉ボタン付の自動扉(引き戸)又は引き戸とする。	0	0		
配置	チェック	検 討 項 目 基準寸)			☆・条例の トる。	
		る機能や数は、建物の用途や敷地周辺の整備状況を考慮し、過度に利 検討し、反映できる項目	_	_		
•	100	「升ェックする」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
屝	5	用の便房を、車椅子使用者用便房とは別に設置することを検討する。設				
		置にあたっては、男女とも抵抗なく使える配置とし、広めのスペースの確保、前室を確保するなどして廊下等	_	_		
		からの視線に配慮する。				

② チェック内容を図面や仕様に反映して設計

チェック内容を、発注図面や仕様書に詳細に反映し、施工者に示していきます。

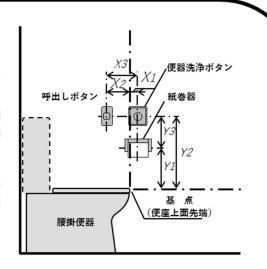
③ UD導入整備書【実施設計】の作成

設計者は、実施設計完了時に、(様式3) U D 導入整備書【実施設計】に記入し、人的対応に頼る部分や今後、増築や改修が予測される箇所等を明確にします。

UDの計画の参考例

きめ細かな配慮

トイレブース内において、目の不自由な方は、紙巻器・洗浄ボタン、緊急押しボタンの位置が分からず、探すのに時間を要します。また、洗浄ボタンと緊急押しボタンの区別が分からず、誤操作することもあります。こういったことに配慮するため、あらかじめ、図の様に、配列を統一することもUDのひとつです。(JIS規格 JIS S0026)



器具の種類	便座上面先端 (基点) からの水平距離	便座上面先端 (基点) からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	<i>X1</i> : 便器前方へ	Y1: 便器上方へ 約150~400	-
便器洗浄ボタン	約0~100	<i>Y2</i> :便器上方へ	Y3:約100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X2: 便器後方へ 約100~200	約400~550	X3: 約200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

Step 5 工事

① 工事着手

発注者は、工事開始後、工事監理者へ(様式2) UD導入計画書【基本設計】、(様式3) UD導入整備書【実施設計】とUDチェックリストを引き継ぎます。

② 工事中

工事監理者は、工事変更をする際等、UDの考え方が損なわれないか、(様式 4) UD導入整備書【工事】とUDチェックリストで確認します。

施工者は、サイン・スイッチ・操作盤の詳細部の施工図やモックアップ(実物大模型)を作成し、施設管理者・利用者等と設置位置・わかりやすさ・操作しやすさなどを確認していきます。

③ 工事完了

工事監理者は、工事完了時に、変更内容や引継ぎ事項を、(様式 4) U D 導入整備書【工事】に 記入し、発注者に報告します。

④ 施設管理者へのUDの引継

発注者・工事監理者は、(様式 1~4) UD導入計画・整備書とUDチェックリストを施設管理者へ引継ぎ、人的対応が必要な箇所の説明を行います。

UD工事施工の参考事例(視覚障害者誘導用ブロック)

良くない敷き方例



工夫されている例



JIS規格化される前の 誘導ブロックですが、 マンホールの蓋に線状 ブロックを敷きこみ工 夫が見られます。マン ホールを避けられない 場合の対応策と言えま す。

良い敷き方例



マンホールを避け、 誘導ブロックを敷き んでます。インター ロッキングとの明度差 もはっきりしており、 弱視の方にも配慮 でいます。

Step 6 UD の事後評価

Step6 は、施設管理者へ建物を引継ぎし、一定期間経過後にUDの事後評価を行い、都立建築物の建設に携わった人たちのUDに対する知識の向上や今後の都立建築物整備に活かしていきます。

事後評価の実施時期・方法

事後評価は、かし検査時等を利用し、発注者・設計者・施工者・施設管理者・利用者等で行います。事後評価では下記の評価視点を参考に行い、評価コメントや今後の課題等を(様式 5) U D 導入事後評価書に記入します。

評価視点

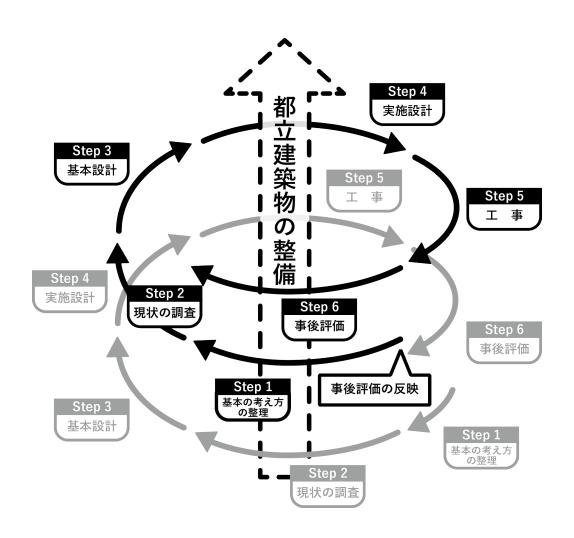
- ○当初想定した利用形態と違ってないか
- 〇サインが後付けされていないか
- ○当初検討した利用者の行動特性に応じた配慮点の確認

ユニバーサルデザインのスパイラルアップ

都立建築物へのUDを推進していく上では、Step1のUDの基本の考え方の整理から、Step6 事後評価を行い、次の事業に反映させてくことが必要です。このスパイラルアップを行うこと で、都立建築物全体のUDの導入を早めるほか、より利用者の視点を重視した質の高い建築物の 整備が推進できます。

このためには、UDの考え方を導入した都立建築物のプロセスや事後評価等を集約し、できるだけ多くの情報をもとに、設計標準等にUDの考え方を取り入れます。

収集した情報をもとに、研修等を行いながら、UDのスパイラルアップにつなげていき、全ての人が平等に社会参加できる都立建築物の整備を行っていきます。



第 2 章

ユニバーサルデザインチェックリスト

第2章のUD導入計画書【基本計画】・UD導入計画書【基本設計】・UD導入計画書【実施設計】・UD導入整備書【工事】・UD導入事後評価書は記入例を記載しています。実際に使用する場合は、東京都財務局のホームページからダウンロードしてください。

(https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/eizen/ud/220105_ud_kaisei/ud2_index.htm)

ユニバーサルデザインチェックリストはイメージ図と合わせて使用できる構成としています。 左ページには、順にUDの視点・チェック欄・チェック項目(基本項目・検討項目)・関連する東 京都福祉のまちづくり条例の適用寸法等が記載されています。また、各チェック項目の位置づけ は都立建築物を設計するうえで着目すべき項目となりますが、必ずしも適合を義務付けるもので はありません。チェック項目において、法令・条例の規定と重なる箇所は下線で表示しています が、すべての規定を網羅するものではないため、法令・条例による対応を義務化される施設で は、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」や「東京都福祉のまちづくり条 例施設整備マニュアル」等で確認をする必要があります。

基本項目と検討項目の違いについて

基本項目:チェック項目のうち、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準における遵守基準に明記されている部分を含む項目です。都立建築物の多くは条例上の特定都市施設に該当し、その場合、基本的に遵守基準に適合させる必要があるため基本項目としています。

検討項目:基本項目以外のチェック項目です。条例では定めにくい定性的な項目が含まれており、できる限り設計に反映するよう検討します。打合せ等の中で検討漏れがないか設計者と発注者で確認を行ってください。

UDイメージ図は、策定委員会で、ユニバーサルデザインの視点を強調し、描かれています。 設計の際の参考にしてください。

チェックリスト中の車椅子は、JIST9201、JIST9203 で規定する最大寸法を考慮したサイズとします。

また、別冊のユニバーサルデザイン様式集(EXCEL)には、ユニバーサルデザインチェック項目に関連する福祉のまちづくり条例等の基準を併記し確認しやすい構成となっていますのでご活用ください。

(様式 1)

ユニバーサルデザイン導入計画書【基本計画】

記入者 基本計画受託者・担当者

提出時期 基本計画完了時

作成日 令和〇〇年〇月〇〇日

旅	設概要																		
	施設名称	都立〇〇	〇高等学校	₹															
	所在地	00 <u>k</u> 0	O町OO7	一目〇	O番C	O号													
	建物規模	敷地面積	0000	m	建築面	積(0000) m²	延足	下面積	00	00	m³	構造		0	造		階建
	事業	基本設計	令和 〇〇	年	00)	月~ (00年	00	月	実施	設計	00	年	00	月~	00	年	00	月
	スケジュール	工期	00年	00	月~(DO 年	F OC	月											
	建物用途	庁舎	(学校)	病	院	その	他()	亲	f築	(改	築)	5	女修		*	該当	箇所に	0

発注者	所属•氏名	基本計画受託者	会社名·氏名
施設管理者	所属・氏名	利用者等	養護学校の先生

UD導入の検討方法(当事者参画調査・検討委員会設置の有無など)

UD検討委員会を設置(発注者、施設管理者、基本計画受託者と養護学校の先生(校外)から構成)

UD導入の目安

LIDの関係者

東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル 「望ましい整備」 相当

施設利用の可能性

<地域開放の可能性>

学校行事の際は、父兄を中心に世代を問わず来訪が予定される。休日には地域開放される可能性がある。

<将来の用途変更の可能性>

当面の間用途変更される予定はない。

<災害時における施設の役割>

帰宅困難者の一時避難施設、被災者の避難所の指定を受ける予定。

配慮すべき利用者の来訪の可能性

<当該施設に来訪する利用者の特性>

基本的には高校生及び教職員が利用。随時、配慮を必要とする生徒の入学は見込まれる。例外的に休日、 災害には不特定多数の利用の可能性あり。

<来訪の阻害要因とその解消方法>

現在の校舎はエレベーターの整備がされておらず、車椅子使用者が一人で行けない利用居室がある。改築では縦動線を適切に計画し、すべての利用居室にアクセス可能な設計とする。また、体育館は災害時に避難所となる可能性が高いため、学校と両立して運営できる空間計画とする。

UD導入の必要性

ユニバーサルデザインの考え方の導入について検討した結果、地域開放など、不特定多数が利用する可能性もあるため、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れることが必要であると判断した。人的対応も含めて、基本設計以降継続的に協議を行うこととした。

UD関連諸室・設備の設置の有	無				
UD関連諸室	有無	備考	UD関連設備	有無	備考
子育て支援室			集団補聴設備		
カームダウン・クールダウン	あり		音声案内設備	あり	体育館は視覚障害
屋根付き車椅子使用者用駐車場	あり	屋根付き車椅子使 用者用駐車場は2台	デジタルサイネージ等映像設備		者の避難を考慮し、
		分とする。	窓口案内システム		音声案内設備を導 入する。
					77,00

UD導入の方針		
項目	UDの視点(主な抜粋)	項目ごとのUD導入の方針
移動空間 【建物外部】	だれもが同一経路を通れる計画 分かりやすい経路や誘導	・各校舎間は雨にぬれずに移動できる。 ・車椅子使用者が一人ですべての校舎に容易にアクセスできる。 ・体育館を避難所として運営することを念頭に置いた計画とする。
移動空間【建物内部】	分かりやすい空間構成・誘導 円滑な水平・垂直移動手段の確保	・車椅子使用者が一人ですべての利用居室にアクセスできる。・初めて来訪した人が目的の部屋に容易にアクセスできる見通しがよく、わかりやすい空間構成とする。・生徒が交錯しないようゆとりを持った幅員とする。
行為空間	施設規模や利用者に応じたきめ細かな設定や配慮 トイレの機能分散の考え方	・生徒、教職員の交流を促すホールを計画する。 ・各校舎の1階トイレに車椅子使用者用便房とオストメイト用整備を有する便房を設置する。 ・体育館には車椅子使用者用便房(介助用ベット含む)、男女共用便房、オストメイト用整備や乳幼児設備を有する便房を設置する。
情報	多角的方法による情報提供 単純明快で分かりやすい情報を提供	・体育館には音声案内設備を導入する。 ・ピクトグラムを活用し、単純明快な情報を提供する。特に初めての人でも目的の施設や部屋にたどり着くためにわかりやすいサインを目指す。 ・案内設備の文字情報は英語を併記する。
環境	身体感覚に配慮した快適な環境を提供 心理的影響に配慮した快適な環境を提供	・内装を木質化し温かみある空間とする。・十分な明るさを確保する。
安全	安全に避難できるように考慮した防災、避難計画 災害時に求められる機能を計画に反映	・体育館が災害時に避難所となった場合でも、学校と両立して運営できる空間計画とする。(断水時のトイレ対策も考慮)
(追加項目欄) 備品・消耗品	(UDの視点を追加) ハードでの対応が困難な場合は備品・消耗品で対応する。	・設計段階からハードでの対応と備品・消耗品での対応を整理しておく。

記入例

(様式 2)

ユニバーサルデザイン導入計画書【基本設計】

記入者 設計者

提出時期 基本設計完了時

施設概要	
施設名称	都立〇〇〇高等学校
所在地	OO区OO町OOT目OO番OO号
建物規模	敷地面積 〇〇〇〇 ㎡ 建築面積 〇〇〇〇 ㎡ 延床面積 〇〇〇〇 ㎡ 構造 〇〇〇〇 造 〇 階頭
工期	基本設計 令和 〇〇 年 〇〇 月~ 〇〇 年 〇〇 月
建物用途	庁舎 学校 病院 その他() 新築 改築 (改修) ※該当箇所に〇

UDの関係者			
発注者	所属•氏名	設計者	会社名・氏名
執行委任局	所属-氏名	施工者	未定
施設管理者	所属-氏名	利用者等	養護学校の先生

作成日 令和〇〇年〇月〇〇日

UD導入の検討方法

UDの検討委員会(PT)を設置(発注者・執行委任局・施設管理者・設計事務所と養護学校の先生(校外)から構成)

施設のコンセプト

当該施設は、昭和〇〇年に建設され、築〇〇年が経過したため、建物内の改修と耐震改修を行う。 建物は学年ごとに区切られた3棟縦割りの階段室型で、特に3・4階での普通教室は2面採光がとれ環境に優れている。 今後の学校が単位制に変更することから、現状の建物のコンセプトを活かしつつ、普通教室・特別教室を改修していく。 また、3・4階の垂直・水平動線が確保されてないため、中庭の空間と調和の取れたEVと渡り廊下の設置を行う。

施設のUDに対する課題点

- ・学校内の各所の段差に対し、どこまで改修することが可能かどうか。
- 利用者が比較的限定されている施設であり、どこまで、すべての人を対象とした整備がどこまで行うことができるか。
 当該施設の3棟は1・2階では廊下でつながっているが、3・4階横の動線が保てていない。改修にあたり、3・4階の水平動線と1~4階 の垂直動線の確保が必要になるため、EVの設置や渡り廊下等の設置が必要になる。

与条件の整理		a 必要性・緊急性 b 実現の容易性	c ハード・ソフト対バ	芯を検討 → 施	設用途に応じた	、使いさすさ・経済	対果等の観点が	ハらも再検討 → '	優先度を決定			
						利用者ご	とに検討した具体的	的配慮項目				
建築物の部位等		UDの視点(主な抜粋)			障害者			こども - 高齢者 子連れ		外国人	左記以外の人	UDの検討経緯
			肢体	視覚	聴覚	内部機能	精神·知的		妊婦	外国人	左記以外の人	
敷地出入口~ 建物入口	だれもが同一動約	泉でわかりやすい誘導	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	視覚障害者用誘導プロックを敷設 インターホーン	サイン	段差解消	サイン ゆとり	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	サイン 外国語表記	幅員・ゆとり	UDの導入にあたっては、設計者・施設管 生徒等と、学校で車椅子を走行させ、段
駐車場·車路		最短距離で雨に濡れず建物入口へ誘導 の安全対策等、きめ細かな配慮を	専用駐車場 歩車道分離 屋根設置	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	サイン 外国語表記	歩車道分離	の状況を確認した。 ほとんどの出入り口で段差があるため、す を解消するには費用がかかりすぎる。このだ
階段・スロープ		司一経路に 利用頻度を考た幅員の構成 明度又は彩度・仕上げの差に配慮	幅員 水平部の確保 脱輪防止	階段側に 誘導ブロック 手すりに点字	_	手すり	-	手すり・明度差	水平部の確保 脱輪防止	_	明度差	一度に大勢の人が利用する箇所(玄関・ ロ・保健室の出入口・各棟をつなぐ渡り員 校舎とグランド)を中心に限差を解消する
廊下		「わかりやすくなるような工夫 が飛び出さないよう配慮	段差・幅員 サイン	仕上げや明度差に よる誘導	避難経路の 点滅サイン	_	サイン	段差・幅員・ 明度差・手すり	段差	サイン 外国語表記	サイン 扉の衝突防止	した。また、学校の施設利用者の可能性 て、生徒・教職員のほかに、父母・地域制 利用する近隣住民を含めて考え、普通等 外が配置されている1階・2階についての
エレベーター	障害者対応EVを	た最短距離でわかりやすい位置に	操作盤の高さ 鏡・手すり	音声・点字	電光表示	_	表示	操作盤の高さ・しや すさ 手すり	操作盤の高さ わかりやすい表示	サイン	わかりやすい表示	対か配置ではている「層」と間にしてでいま サイン等の誘導を行うこととした。 体育館と校舎棟の波り廊下の階段とス の幅員の機成については、何度も検討し
建物入口~ 受付·待合·窓口		EVが建物入口から一目でわかるような空間構成 う特性に応じたきめ細かな配慮	カウンターの高さ	視覚障害者用誘導プロックを敷設 インターホーン	文字情報 筆談	_	サイン	カウンターの高さ 室内温度	椅子 カウンターの高さ	サイン	サイン	果、松葉杖を使用している人の中に、段く 都で一段ごとに体を安定をさせながら昇隆 ことも考えられるため、階段は残すこととし
各室出入口	出入りしやすい幅	「員や戸・出入り時の衝突防止	開口 引き戸(窓付)	-	扉(窓付)	-	サイン 色彩	扉(窓付)	サイン(子ども)	サイン 外国語表記	サイン 扉(窓付)	来よりスローフ の幅や水平部を多く取り、車 使用者や台車等が利用しやすいように配 た。
トイレ(全体計画)		更房にすべての機能を集中するのでなく、 便房を適切に設けて機能を分散	車椅子使用者便 房以外にも大きめ の便房を設置	音声	_	_	サイン	手すり設置	^゚ピーチェア ペピーカーが 入れる大きさ	サイン	荷物置き場	車椅子使用者用駐車場は、駐車場か 入口までの動線を中心に検討を行い、建 入口に近いところに駐車場を設け、駐車5
トイレ(便房内)	利用しやすい位置 左右の勝手の違い	に配置・きめ細かな寸法等への配慮 にも配慮	車椅子使用者 対応 介助用ペッド	ポタン、紙巻き等の 配置 点字・音声	_	オストメイト	サイン	手すり設置	^゚ピーチェア ^゚ピーカーが 入れる大きさ	サイン ポタン、紙巻き等の 配置	見やすい鏡	路に屋根を設置した。 EVの設置位置は、建物入口から分かり い場所に増築し、利用しやすいものとした
サイン		く・触って感じる・ピクトでわかる」サインを 補うものとして使用し、大きさやコントラストに配慮	見やすい高さ	音声・点字 誘導ブロック 触知板の高さ	文字点滅サイン	総合案内板 への表示	图色彩	明度差 大きさ	図	図 外国語表記	色相・明度・ 彩度差 大きさ	トイレは、車椅子使用者用便房を設置 1・2階で便房内のレイアウトを左右反転 右の使い勝手に配慮した。
避難		どのため、一時避難待機場所の設置 等への手すり設置等	一時待機場所 防火くぐり戸	音声誘導	点滅サイン 電光表示	一時待機場所	音声 電光表示	音声 電光表示 手すり	音声 電光表示	音声 電光表示 外国語表示	音声 電光表示 手すり	
(追加項目欄) 備品·消耗品	(UDの視点を追加	加) 「困難な場合は備品・消耗品で対応する。						昇降口に靴履き替 え用椅子の設置				

記入例

(様式 3)

ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】

記入者 設計者

提出時期 実施設計完了時

作成日 令和〇〇年〇月〇〇日

施設概要												
施設名称	都立〇〇	〇高等学校										
所在地	00 <u></u>	O町OOT	目〇	O番OOf	寻							
建物規模	敷地面積	0000	m ² 3	建築面積	0000) m [*]	延床面積	0000	m [*] 構	造 0000	造 O	階建
工期	実施設計	令和 〇〇	年 (00月~	OO 年	00	月					
建物用途	庁舎	学校	病风	完 その	の他()	新築	改築	改修) *	該当箇所	20

UDの関係者			
発注者	所属-氏名	設計者	会社名・氏名
執行委任局	所属•氏名	施工者	未定
施設管理者	所属・氏名	利用者等	養護学校の先生

UD導入の検討方法

UDの検討委員会(PT)を設置(発注者・執行委任局・施設管理者・設計事務所と養護学校の先生(校外)から構成)

実施設計時の変更概要

宇体製計の作業士は

避難について、当初は一時避難待機場所を設け配慮していたが、防火くぐり戸を通るには人の手を要するため、人的対応が必要であると判断し、施設管理者と協議の上、人的対応を追加した。 車椅子使用者用便房内の介助用ペット及びヘビーチェアに関しては、近隣への地域開放が行われる必要時に備品購入することとし、既製品が入る大きさの検証を行い、空間の確保を図面に反映した。

実施設計の作業方										
作業1	別紙のUDチェックリストと下記【①実施設計図書・仕様書への具体的反映(詳細はチェックリストによ	る)】を確認し、実	施設計図書・仕村	^{兼書へ、UDの配}	虚事項を反映さ	せる。				
作業2	【②利用者ごとに検討した具体的配慮項目】に基本設計から変更点、人的対応が必要な箇所を料	҈で囲う。その理由	と対応できなかった	内容のうち、改	修が予測されるも	のに関する記載を	実施設計の変更	概要に記入する	00	
作業3	工事監理者へ引継ぎする。									
					②利用者こ	とに検討した具体	的配慮項目			
建築物の部位等	①実施設計図書・仕様書への具体的反映 (詳細はチェックリストによる)									+=11140
	(日本間は)エンプンストによる)	肢体	視覚	聴覚	内部機能	精神·知的	- 高齢者	子連れ 妊婦	外国人	左記以外の
敷地出入口~ 建物入口	誘導ブロックの敷設位置(設備枡との競合箇所) インターホーン設置の高さ・舗装材の指定	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	視覚障害者用誘導 プロックを敷設 インターホーン	サイン	段差解消	サイン ゆとり	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	段差解消・幅員 階段スローフ・を 同一経路に	サイン 外国語表記	幅員・ゆとり
駐車場·車路	車いす使用者用の表示板の位置	専用駐車場 歩車道分離 屋根設置	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	サイン外国語表記	歩車道分離
階段・スロープ	スローブの脱輪防止の立ち上げ、スローブ部と水平部の明度差・段差部分の明度差、手すりの水平部分の長さ寸法の表示	幅員 水平部の確保 脱輪防止	階段側に 誘導ブロック 手すりに点字	-	手すり	-	手すり・明度差	水平部の確保 脱輪防止	_	明度差
廊下	床の仕上げ材の指定 各部屋・階段・EV・トイレの誘導	段差・幅員 サイン	仕上げや明度差に よる誘導	避難経路の 点滅サイン	-	サイン	段差·幅員·	段差	サイン 外国語表記	サイン 扉の衝突防止
エレベーター	鏡の取り付け位置・操作盤の高さ・点字(浮き彫り)表記 操作盤の位置高さの統一(複数棟) オンオフがわかる操作ボタン(聴覚障害者への配慮)等の表示	操作盤の高さ 鏡・手すり	音声・点字	電光表示	_	表があ	設計時から変 った場合のみ、	・盤の高さ やすい表示	サイン	わかりやすい表え
建物入口~ 受付·待合·窓口	受付までの誘導ブロックの敷設位置・取付け家具の設置高さ	カウンターの高さ	視覚障害者用誘導 ブロックを敷設 インターホーン	文字情報 筆談	-	サー正す	けや赤書きでſ ⁺る	椅子 ターの高さ	サイン	サイン
各室出入口	扉の把手・有効開口部表示 サイン表示の取り付け位置・高さ	開口 引き戸(窓付)	-	扉(窓付)	-	サイン 色彩	扉(窓付)	サイン(子ども)	サイン 外国語表記	サイン 扉(窓付)
トイレ(全体計画)	出入口・通路の幅 床の仕上げ 扉の鍵 サイン表示の取り付け位置・高さ	車椅子使用者便房 以外にも大きめの便 房を設置	音声	-	-	サイン	手すり設置	へピーチェアー(後付) ヘピーカーが 入れる大きさ	サイン	荷物置き場
トイレ(便房内)	手すりの位置、高さの寸法表示 操作盤の位置高さの統一 車椅子や介助に必要な空間の寸法表示(車椅子使用・介助の必要寸法等慎重に検討のこと)	車椅子使用者 対応 介助用ペッド	ボタン、紙巻き等の 配置 点字・音声	-	オストメイト	サイン	手すり設置	^ピーチェアー(集付) ^ピーカーが 入れる大きさ	サイン ボタン、紙巻き等の 配置	見やすい鏡
サイン	配置位置の寸法表示 · 文字の大きさ、書体、色相・明度・彩度差、色覚障害の方へ配慮した配色の指定	見やすい高さ	音声・点字 誘導ブロック 触知板の高さ	文字点滅サイン	総合案内板 への表示	図 色彩	明度差 大きさ	図	図 外国語表記	色相・明度・ 彩度差 大きさ
避難	避難経路のサイン表示位置、高さ	一時待機場所 防火ぐり戸 人的対応	音声誘導 人的対応	点滅サイン 電光表示	一時待機場所	音声 電光表示 人的対応	音声 電光表示 手すり	音声 電光表示	音声 電光表示 外国語表示	音声 電光表示 手すり
(追加項目欄) 備品•消耗品	(UDの視点を追加) ハードでの対応が困難な場合は備品・消耗品で対応する。						昇降口に靴履き替 え用椅子の設置			

(様式 4)

ユニバーサルデザイン導入整備書【工事】

記入者 工事監理者

提出時期 工事完了時

作成日 令和〇〇年〇月〇日

施設概要												
施設名称	都立〇〇	〇高等学校										
所在地	OO図O	O町OOT	目〇	O番OO·	号							
建物規模	敷地面積	0000	m [‡]	建築面積	0000	mi	延床面積	0000	m	構造 OC	000 造	〇 階建
工期	エ 事	令和 〇〇	年 (00月~	00年	00	月					
建物用途	庁舎	学校	病	に そ	の他()	新築	改築	改	修	※該	当箇所に〇

UDの関係者			
発注者	所属•氏名	設計者	会社名·氏名
執行委任局	所属·氏名	施工者	会社名·氏名
施設管理者	所属•氏名	利用者等	養護学校の先生

UD導入の検討方法

UDの検討委員会(PT)を設置(発注者・執行委任局・施設管理者・設計事務所と養護学校の先生(校外)から構成)

工事着手後の変更概要

サインを原寸大の模型を使って検証した結果、梁下など、一部サインが確認しにくいものがあったため、設置高さなどを見直した。 一部ピクトサインについてJIS規格外のものを使用していたが、JISのものとした。

作業1	下	記【①工事中の確認の視点】により工事中の確認な	を行う。(丁事監理	(者)								
作業2		②工事完了後の変更項目】に記入し、変更箇所を		E II 7								
作業3		9エ争元」後の変更項目別に能入り、変更箇別を 事完了後、工事監理者は、【Ⅲ 工事完了後のUD		7. 人的社应等/	+必亜た占け	っかりことはず ※	注字. 体弧胜理	孝 △ 样式1.2.2	とこのチェックロフト:	た担山する		
1F未り	╁╧	事元」後、工事 <u>血</u> 理有は、 【血工事元」後のOD	一種で現日』で記	八、人的对心寺	4必安は京は、(注句・他設益性 C事完了後の変更	** ** **	CODTINUIA	で使出する。		
建築物の部位等		①工事中の確認の視点			障害者	<u> </u>	L 学元 」 後の変更		こども			」 ③工事完了後のUD引継ぎ事項
ZX MOTIFIE (チェック	5	肢体	視覚		聴覚 内部機能 精神・知的		高齢者	子連れ 妊婦	外国人	左記以外の人	@
敷地出入口~ 建物入口	レ	変更時の詳細確認	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	視覚障害者用誘導 プロックを敷設 インターホーン	サイン	段差解消	サインゆとり	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	サイン 外国語表記	幅員・ゆとり	今回のUDでは、敷地出入口から塗物入まで、各棟間、1・2階を中心に配慮を行
駐車場·車路	レ	原寸大サイン模型で見やすさを確認 サインの設置で死角が生じるか確認	専用駐車場 歩車道分離 屋根設置	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	サイン 外国語表記	歩車道分離	た。 視覚障害者用の誘導プロックは、受付ま
階段・スロープ	レ	床材のすべりにくさを確認・明度差 手すりの端末部の処理	幅員 水平部の確保 脱輪防止	階段側に 誘導ブロック 手すりに点字	_	手すり	-	手すり・明度差	水平部の確保 脱輪防止	-	明度差	設置し、受付以降の誘導は、職員対応と ることに留意されたい。(EVや室名板等は 浮き彫り文字・点字で対応)視覚・聴覚
廊下	レ	床材のすべりにくさを確認 サインの見やすさを確認	段差・幅員 サイン	仕上げや明度差に よる誘導	避難経路の 点滅サイン	_	サイン	段差・幅員・ 明度差・手すり	段差	サイン 外国語表記	サイン 扉の衝突防止	害がある生徒等が利用する場合には、その 時点で改修工事を行うことが必要がある。 避難については、機器類だけでの対応で
エレベーター	レ	操作盤の配置・高さの確認	操作盤の高さ 鏡・手すり	音声·点字	電光表示	-	表示	操作盤の高さ・しや すさ 手すり	操作盤の高さ わかりやすい表示	サイン	わかりやすい表示	はが限界もあるので、実施設計時に人的 応との併用で対応することとなったことをあっ
建物入口~ 受付·待合·窓口	レ	誘導ブロックの敷設方法 総合案内板等のサインの見やすさの確認	カウンターの高さ	視覚障害者用誘導 プロックを敷設 インターホーン	文字情報 筆談	-	サイン	カウンターの高さ 安内温度	椅子 カウンターの高さ	サイン	サイン	ためて施設管理者へ周知することとする。
各室出入口	レ	発注前に寸法等の詳細を再度確認	開口 引き戸(窓付)	-	扉(窓付)		施設計時から あった場合の。	3₹ / + \	サイン(子ども)	サイン 外国語表記	サイン 扉(窓付)	
トイレ(全体計画)	レ	寸法等の確認	車椅子使用者便房 以外にも大きめの便 房を設置	音声	-		付けや赤書き する	で修り設置	ペピーチェアー(後付) ペピーカーが 入れる大きさ	サイン	荷物置き場	
トイレ(便房内)	レ	現場で実際に設計通りの機能を満たせるか確認	車椅子使用者 対応 介助用ベッド	ボタン、紙巻き等の 配置 点字・音声	_	オストメイト	912	手すり設置	ペピーチェアー(後付) ペビーカーが 入れる大きさ	サイン ボタン、紙巻き等の 配置	見やすい鏡	
サイン	レ	モックアップで文字・ピクトの大きさ・色相・明度・彩度を確認 サインの設置で死角が生じるか確認	見やすい高さ	音声・点字 誘導ブロック 触知板の高さ	文字点滅サイン	総合案内板 への表示	图色彩	明度差 大きさ	図	図 外国語表記	色相・明度・ 彩度差 大きさ	
避難	レ	避難経路の表示が見やすい位置にあるか確認	一時待機場所 防火ぐり戸 人的対応	音声誘導 人的対応	点滅サイン電光表示	一時待機場所	音声 電光表示 人的対応	音声 電光表示 手すり	音声 電光表示	音声 電光表示 外国語表示	音声 電光表示 手すり	
(追加項目欄) 備品・消耗品	レ	(UDの視点を追加) ハードでの対応が困難な場合は備品・消耗品で対応する。						昇降口に靴履き替 え用椅子の設置				

記入例

(様式 5)

ユニバーサルデザイン導入事後評価書

記入者 工事監理者·発注者

提出時期 事後評価時

作成日 令和〇〇年〇月〇日

施設概要		
施設名称	都立〇〇〇高等学校	
所在地	OO区OO町OOT目OO番OO号	
建物規模	敷地面積 OOOO ㎡ 建築面積 OOOO ㎡ 延床面積 OOOO ㎡ 構造 OOOO 造	〇 階建
工期	基本設計令和〇〇年度 実施設計 令和〇〇年度 工 事 令和〇〇年 〇〇月~〇〇年	00月
建物用途	庁舎 (学校) 病院 その他() 新築 改築 (改修) ※該当館	箇所に〇

UDの事後評価	西時の評価者		
発注者	所属·氏名	設計者	会社名·氏名
執行委任局	所属·氏名	施工者	会社名·氏名
施設管理者	所属·氏名	利用者等	養護学校の先生
山内市体部体			

UD事後評価の方法

かし担保時を利用・UDを導入した項目について、大変良い・良い・もう少し等で評価(それぞれの考察)を行う

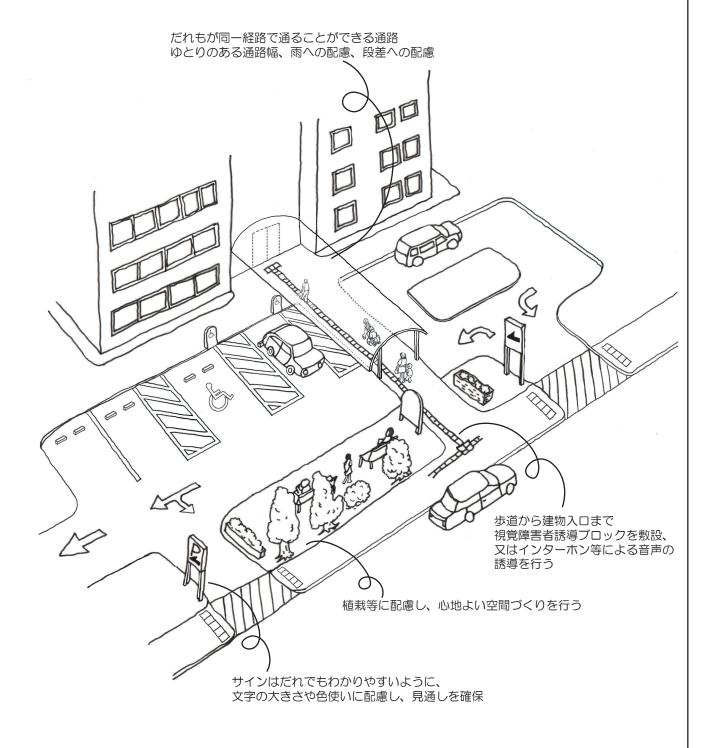
事後評価のまとめと今後の課題

改修前と比較ができ、UDの効果がよく現れていた。段差の解消とサインの見やすさが、一番効果があったと思われる。 また、低い受付カウンターに重い荷物を載せる使われ方など、当初想定と利用形態が違うところも発見できた。 サインの後付はないが、掲示物等の置き場が少なかったため、今後は、当初から含めて検討する必要があると思われる。 視覚障害者誘導用プロックなど、これまで使用される場面がなく、今回の事後評価で検証結果を得ることができなかったのが残念である。

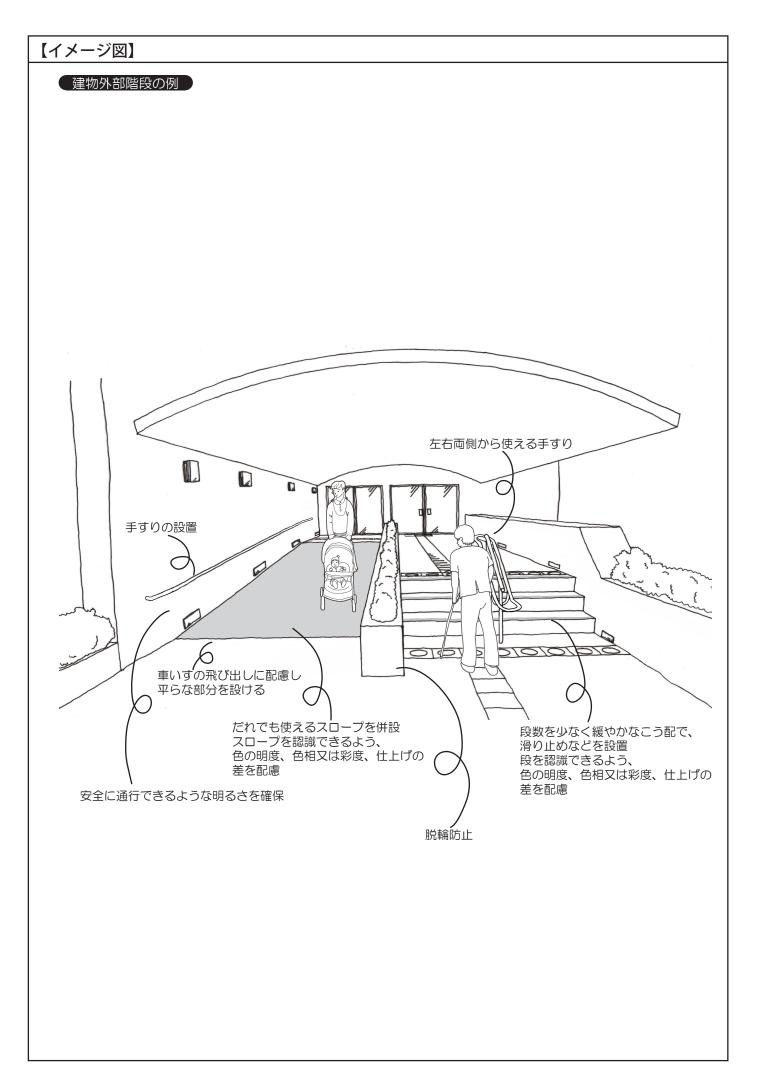
事後評価時の作業 評価視点		た利用形態と違っ	アヤいか トサイ	いが終けけされて	たいか よかせ	>=++ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	仁利性	一両市上の本部		
作業1									=7.7. +7	
		等を利用して、事後 135日また第1日本ま							記入する。	
作業2	発注者は、期	才務局建築保全部	が 技術管理課に				ハーサルテサインの	<u> 同上に努める。</u>		
				#	後評価時の確認す	項目	こども	T		
建築物の部位等		1 .= 1	障害者			高齢者	子連れ	外国人	左記以外の人	発注者・設計者・施設管理者・利用者の意見をまとめ記入
	肢体 段差解消·幅員	視覚 視覚障害者用誘導	聴覚	内部機能	精神•知的	机关极冰 标品	妊婦 転号			
敷地出入口~ 建物入口	階段スロープを 同一経路に	代見障害有用誘導 ブロックを敷設 インターホーン	サイン	段差解消	サイン ゆとり	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	サイン 外国語表記	幅員・ゆとり	もう少し 車いす使用者と視覚障害者用誘導プロックの動線が交差する場所が数箇所見られた。
駐車場·車路	専用駐車場 歩車道分離 屋根設置	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	サイン 外国語表記	歩車道分離	大変良い 車から降りた利用者が傘をささずに、建物内に入れるのは大変良い。
階段・スロープ	幅員 水平部の確保 脱輪防止	階段側に 誘導ブロック 手すりに点字	-	手すり	-	手すり・明度差	水平部の確保 脱輪防止	_	明度差	良い 設計時に検討したとおり、メインにスロープを設置したため、生徒がスロープを使用する頻度 高かった。台車や清掃器具の運搬など、施設管理にも役立っている。
廊下	段差・幅員 サイン	仕上げや明度差に よる誘導	避難経路の 点滅サイン	-	サイン	段差・幅員・ 明度差・手すり	段差	サイン 外国語表記	サイン 扉の衝突防止	もう少し 生徒への進路等の配布物が廊下に飛び出した形で使用をされていた。こういったものへの 慮を想定するべきだった。
エレベーター	操作盤の高さ 鏡・手すり	音声・点字	電光表示	_	表示	操作盤の高さ・しや すさ 手すり	操作盤の高さ わかりやすい表示	サイン	わかりやすい表示	良い 操作盤の押しボタンは大きく見やすいが、開くと閉まるの配号の区別がつきにくい。今後は タンの形状や色等で配慮が必要。
建物入口~ 受付·待合·窓口	カウンターの高さ	視覚障害者用誘導 プロックを敷設 インターホーン	文字情報 筆談	様式4のU	D導入整備書	カウンターの高さ 室内温度	椅子 カウンターの高さ)	サイン	大変良い 重い荷物をカウンターに載せる際、低いカウンターが役に立ち、当初予定とは異なった使りをしていたが、好評であった。
各室出入口	開口 引き戸(窓付)	-	扉(窓付)	【工事】	のと同様	扉(窓付)	サイン(子ども)	サイン 外国語表記	サイン 扉(窓付)	良い 教室の中がよくわかり、先生や来校者からは好評だった。
トイレ(全体計画)	車椅子使用者便房 以外にも大きめの便 房を設置	音声	-	_	サイン	手すり設置	へ゛ピ・チェアー(後付) ヘ゛ピ・ーカーが 入れる大きさ	サイン	荷物置き場	良い 荷物置き場が生徒に好評だった。
トイレ(便房内)	車椅子使用者 対応 介助用ペッド	ボタン、紙巻き等の 配置 点字・音声	_	オストメイト	サイン	手すり設置	ヘ・ピーチェアー(後付) ヘ・ピーカーが 入れる大きさ	サイン ボタン、紙巻き等の 配置	見やすい鏡	良い 左右の勝手の違いがよい。これまでは、来校者にベビーチェアーを使用する方はいない。
サイン	見やすい高さ	音声・点字 誘導ブロック 触知板の高さ	文字 点滅サイン	総合案内板 への表示	図 色彩	明度差 大きさ	図	図 外国語表記	色相・明度・ 彩度差 大きさ	大変良い 原寸大模型で確認した成果がみられた。案内について苦情等も見受けられない。
避難	一時待機場所 防火ぐり戸 人的対応	音声誘導 人的対応	点滅サイン 電光表示	一時待機場所	音声 電光表示 人的対応	音声 電光表示 手すり	音声 電光表示	音声 電光表示 外国語表示	音声 電光表示 手すり	良い 避難経路のサインがわかりやすい。
(追加項目欄) 備品・消耗品						昇降口に靴履き替 え用椅子の設置				大変良い 生徒に普段から利用されている。

1-	(1)	移動空間【建物外部】	東京	京都福	社のまちづくり多	条例整備基準
1	敷地出	:入口·敷地内通路	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
	チェック	基本項目		,		
		<u>通路には段差を設けない。</u> 構造上段差が生じる場合は、同一経路上にスロープ等を併設する。	0	0	幅140cm以上 階段併設90cm以上	
		敷地内通路に階段を設ける場合には、手すりを設置する。	0	0		
		敷地内通路の傾斜路はゆるやかな勾配とし、手すりを設ける。	0	0	勾配1/	′20以下
		通路は、車椅子使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅を確保する。	0	0	幅1400	cm以上
		雨に濡れても <u>滑りにくい仕上げ</u> とする。	0	0		
		敷地内通路に階段を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロック(警告用)を適切に設置する。	0	0	上下端に 設置	利用円等滑化等経路は 上下端に設置 一般は上端に設置
通	チェック	検 討 項 目		<u> </u>		100-100-100-100-100-100-100-100-100-100
76		だれもが同一経路で安全に建築物の受付等に到達できるよう、主たる出入口まで、連続性のある誘導を行う。	_	-		
路		敷地内通路の傾斜路には視覚障害者誘導用ブロック(警告用)を適切に設ける。	_	-		
		敷地内通路の傾斜路がある場合は、一定間隔で、踊場を設ける。	0	-	高さ75cm毎 150cmの踊場	
		通路にある、排水溝等の溝は、路面との段差がなく、スリット等は、ベビーカーや車椅子のキャスター、杖先、ハ イヒールが落ちない構造とする。	ı	-		
		砂利や石畳を使用するときは、ベビーカーや車椅子の使用者が利用しやすい通路を併設する。	-	-		
		通路は車路と分離し、人と自動車の動線が交わらないようにする。止むを得ない場合は、ぶつかることがないよう見通しをよくし、注意喚起看板の設置を検討する。	-	-		
		車道と通路の切り下げの勾配に注意し、車椅子が車道に飛び出さないように注意する。	-	-		
		通路は、適切に照明を配置し、夜間などでも十分な明るさを確保する。	-	-		
击人	チェック	検 討 項 目				
敷 地		アプローチ道路から分かりやすく、出入りしやすい位置に設置する。	_	_		
出		敷地内外の歩道のレベルをそろえ、連続性、平坦さを確保する。	-	-		
入		複数道路に接する場合は、遠回りとならないよう、適宜、複数の出入口を設置する。	-	-		
		出入口や経路は、サインが確認しやすいよう、見通しのよい空間とする。	-	-		
		複数の出入口の場合、視覚障害者誘導用ブロックは移動・誘導が容易な出入口に敷設する。	-	-		
視 覚	チェック	基本項目				
障		視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、主たる出入口から受付まで連続性のある誘導を行う。	0	0		
害		敷地境界部分や歩道と <u>車道の切換部は、警告を知らせる点状ブロックを設置する。</u>	0	0		
者	チェック	検 討 項 目			T	•
誘 導		視覚障害者誘導用ブロックは原則黄色とし、舗装材の色の明度差、色相又は彩度の差に注意する。	0	-		
ブ		線状ブロックは原則、直線に敷設し、駐輪場に出入りする自転車使用者との接触に注意する。	_	_		
		道路管理者と協議し、敷地内外の歩道の視覚障害者誘導用ブロック等の連続性を確保する。	_	_		
ック		マンホール等は視覚障害者誘導用ブロックを避け設置する。避けられない場合は化粧蓋に点状ブロックを敷設するなど配慮する。	-	-		
	チェック	基本項目				
		敷地内のわかりやすい位置に、駐車場、建物入口、受付、EV、便所などの配置を示した、案内板を設ける。	0	0		
サ	チェック	検 討 項 目	•	•		
イン		案内表示は、だれもがわかりやすいよう、文字の大きさや色使い、配置等にも配慮する。	_	_		
ンの		案内装置は位置や高さなどに配慮し、操作しやすいものとする。	_	-		
設		音声音響案内は、音声がどこから発生されているかがわかるように、かつ、はっきり聴き取れるようにする。	_	-		
置		外壁の素材や色使い、周囲の景観や植栽等に配慮し、心地よい空間づくりを行う。	_	_		
等		敷地の出入口付近には、インターホン、音声や文字情報などを組み合わせた案内装置を設ける。	_	_		
		サインや植栽の設置は、歩行者・車の見通しを確保できるよう注意する。	_	_		
		必要に応じ、出入口付近には、駅の方向などを表示した周辺案内表示を設置する。	_	_		

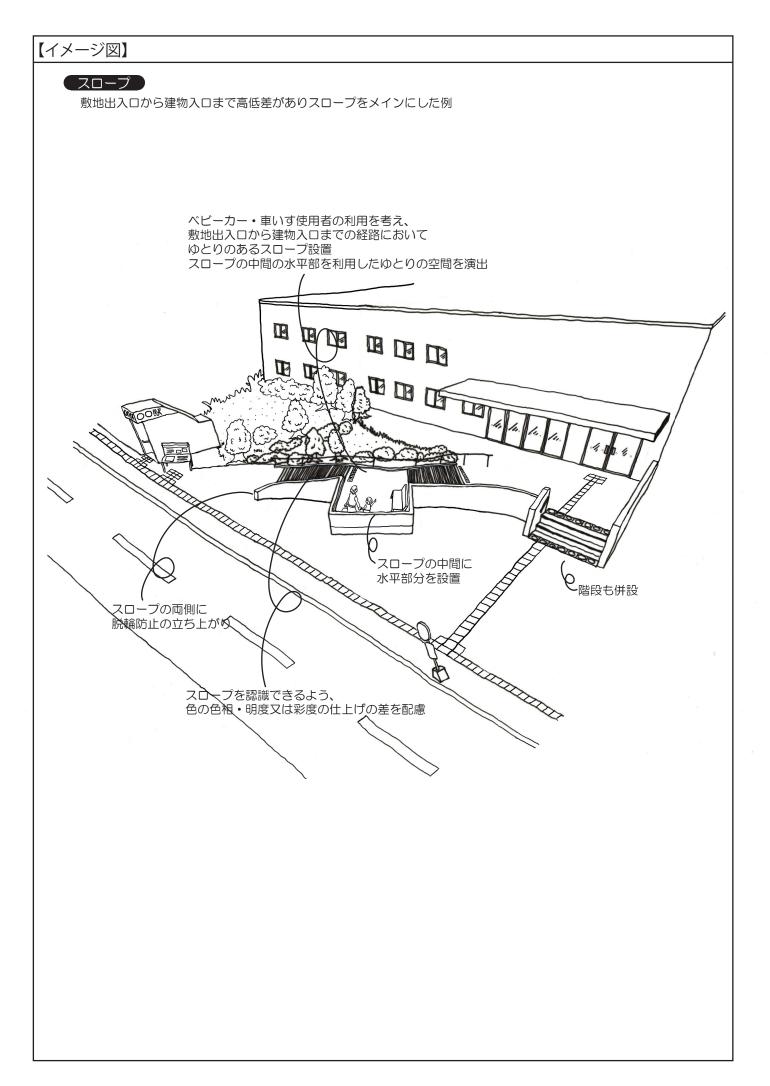
| 敷地出入口・敷地内通路の例 |



1 –	(1)	移動空間【建物外部】	東京都福祉のまちづくり条例整備基準						
2-	- 1 ß	背段	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等			
	チェック 検 討 項 目								
位 置		階段を設置する場合は、スロープを併設させ、同一経路で移動できる計画とする。 (スロープを遠回りさせない)	-	-					
<u> </u>		階段とスロープを併設する場合、視覚障害者誘導用ブロック等は、移動距離が短くなる方に、敷設する。	-	-					
	チェック	基本項目							
		階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅を確保する。	0	0	階段を	m以上の 1 以上			
		緩やかな勾配とする。	0	0	踏面26	18cm cm以上の 1 以上			
幅		段鼻は突き出さない形状とし、蹴込みを設けない等つまずきにくい構造とする。	0	0					
員・		メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない等、転倒時への配慮を行う。	0	0					
構		床は滑りにくい仕上げとし、段には滑り止めなどを設置する。	0	0					
造等		段や勾配の部分では、容易に段等を認識し、安全に通行できるように、色の明度・色相や彩度、仕上げ 等の差や照明の明るさに配慮する。	0	0					
守	チェック	検 討 項 目							
		階段には、杖の落下防止のために両側に立ち上がりを設ける。	-	-					
		階段の上下部に点状プロック(警告用)を敷設する。	0	-	利用等円滑化経 一般は上下端	路は上下端に設置 一般は上端			
		点状ブロックは、踏み外さないよう、階段の幅方向の端まで敷設する。	-	-					
	チェック	基 本 項 目							
		踊場も含めて連続した手すりを設置する。	0	0	با 1	以上			
	チェック	検 討 項 目							
		階段の両側に連続して、手すりを設置する。	0	-					
		階段の幅が大きい場合は、中間にも両側から使用可能な手すりを設置する。	-	-					
手		階段の手すりは、利用者が使いやすいよう、2段を考慮する。	-	-					
す		手すりは、力がかけやすく、つかみやすい形状とする。	-	-					
ŋ		手すりの表面材質は、寒暖による温度変化など感触に配慮する。	-	-					
		手すりは周囲と区別できる色彩とする。	-	-					
		手すりの始終点部に十分な水平な手すりを設置する。	-	-					
		手すりの端部は、衣類等がひっかからないよう配慮する。	-	-					
		手すりの水平部分の一定の位置に、現在階の階数、フロア情報などを点字と墨字を長手方向に表示する。	-	-					



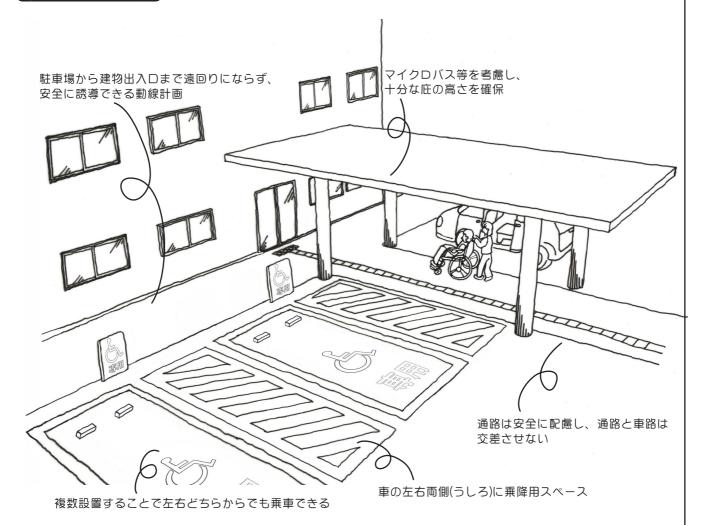
1 –	(1)	移動空間【建物外部】	東京都福祉のまちづくり条例整備基準					
2-	- 2 7	(ロープ	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等		
位	チェック 検 討 項 目							
置		スロープは階段に併設させ、同一経路で移動できる計画とする。(遠回りさせない)	_	_				
		階段とスロープを併設する場合、視覚障害者誘導用ブロック等は、移動距離が短くなる方に、敷設する。	-	_				
	チェック	基本項目						
		<u>スロープは、</u> 使用する方の負担を考え、 <u>緩やかな勾配とし、</u> 長いスロープはつくらない。	0	0	屋内 勾配 1/ 屋外 こう配 1,			
		スロープが長くなる場合は、一定間隔でゆとりのある踊場を設ける。	0	0		icmごと n以上の踊場		
		歩行者・車椅子使用者・ペピーカー・台車等の需要を考え、ゆとりのある幅員とする。	0	0		cm以上 90cm以上		
幅		雨に濡れても <u>滑りにくい仕上げとする。</u>	0	0				
員・		<u>勾配の部分では、容易に傾斜部と平坦部を認識し、安全に通行できるように、色の明度・色相や彩度、</u> 仕上げ等の差や照明の明るさに配慮する。	0	0				
構		スロープには、脱輪防止のために両側に立ち上がりを設ける。	0	0				
造 等		スロープに点状ブロック(警告用)を適切に敷設する。	0	0	勾配 1/20及び高さ16を超える傾斜路の上端	6cmを超え勾配 1 /12 制に設置 駐車場施設及び傾 斜に連続した手すりが 設けてないものは傾 斜路の上端に設置		
		スロープの前後には車椅子が安全に停止することができるよう、平らで十分な広さの踊場を確保する。	0	0				
		滑りにくくかつ車椅子の走行性に配慮した平坦な仕上げとする。	0	0				
	チェック	検 討 項 目						
		原則、スロープと交差して他の通路を設置しない。やむを得ず設置する場合は、踊場の広さに留意する。	_	_				
手すり		②-1 階段の「手すり」欄を参照のこと。						

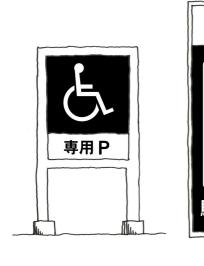


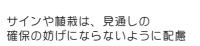
1 –	(1)	移動空間【建物外部】	東京	東京都福祉のまちづくり条例整備基準		
3 -	- 1 馬	注輪場	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
位	チェック	検 討 項 目				
置		自転車と歩行者の動線を分離する。	-	_		
•		歩行者の通行の妨げにならない配置とし、需要に応じた広さとする。	-	_		
構		敷地出入口から、建物玄関までの経路が遠回りにならず、分かりやすい位置に設置する。	-	_		
造		自転車通路・駐輪場等は、ペイント等で、位置・範囲を明確にする。	_	_		
3-2	2 駐耳	□場·車路				
	チェック	基 本 項 目				
		車椅子使用者が安全に利用できる車椅子使用者用駐車スペースを設ける。	0	0	200台以下 1/50台 200台超える 1/100+2台	1台以上
車 椅		車椅子使用者用駐車場は建築物の出入口に近く、車路を横断しなくても行き着くことができるように配置 する。	0	0		
子		車椅子用駐車場には、ゆとりのある幅員を確保し、車の左右両側(うしろ)に乗降用スペースを設けることが望ましい。	0	0	幅3500	m以上
使用		車椅子使用者用駐車スペース等の位置表示と経路の誘導を分かりやすく表示する。	0	0	駐車場から 利用居室まで の経路の表示	
者	チェック	検 討 項 目				
用 駐		車椅子使用者用駐車場から建築物の出入口までの通路には、十分なスペースを確保し、庇などの屋根を 設ける。	-	_		
車場		車椅子使用者用駐車スペースはいつでも駐車できるように複数設け、左右どちらからでも乗降できるよう、 連続配置することが望ましい。	_	_		
-7/)		ピロティや建物地階など、雨に濡れずに利用できる場所が望ましい。	_	_		
		職員に車椅子使用者がいる場合は、来庁者とは別に、専用スペースを確保する。	_	_		
		地下、立体駐車場等に障害者用駐車スペースを設ける場合は、エレベーターホール等の入口付近に設ける。	_	_		
	チェック	検 討 項 目				
出		自動車の出入口は、周辺の道路環境、出入りする車両等に応じて安全性を考えた考慮した計画とする。	_	_		
入		案内表示や植栽は、見通しの確保の妨げにならないように配慮する。	-	_		
口		必要に応じ、車路を認知する路面の構造や、後方確認のための鏡、音声・音響及び視覚情報により自動 車の出庫を知らせる警報装置等の設備に配慮する。	_	_		
	チェック	基本項目				
車		車寄せ、 <u>駐車場、</u> 位置表示と経路 <u>の誘導を分かりやすく表示する。</u>	0	0		
路	チェック	検 討 項 目				
駐		駐車場から建物出入口まで遠回りならないような配置、動線計画とする。	_	_		
車		車から降りた歩行者と車路の動線を分離する。	_	_		
ス		歩行者用通路と駐車場部分は手すりや縁石等により明確に分離する。	_	_		
ペ I		車路は一時停止ラインの標示等により、徐行や停止するよう配慮する。	_	_		
ス		地下、立体駐車場等の駐車場は、エレベーターホール等の入口付近に安全に乗降できる車寄せの設置に 配慮する。	_	_		
		十分な明るさを確保する照明計画とする。	-	_		
	チェック	検 討 項 目				
車		車寄せには、雨や雪等に配慮し、十分な大きさの庇を設ける。	-	_		
寄		車寄せの庇は、マイクロバス等を考慮し、十分な高さを確保する。	_	_		
t		停車スペースや待合いスペースを十分に考慮する。	-	_		
		駐車場が車寄せから離れた場所に設置されている場合等については、駐車場付近に安全に乗降できる車 寄せを考慮する。	_	_		

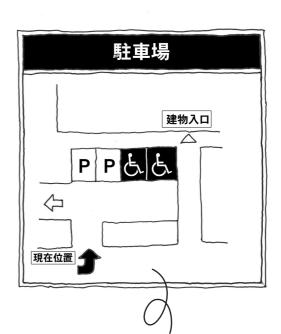
【イメージ図】

障害者用駐車場の例





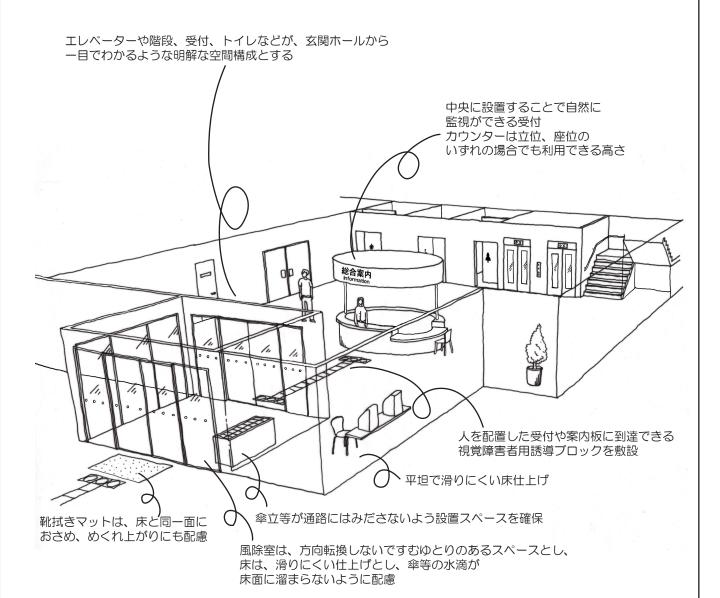




建物出入口と障害者用駐車場が 隣接していることがわかるサイン

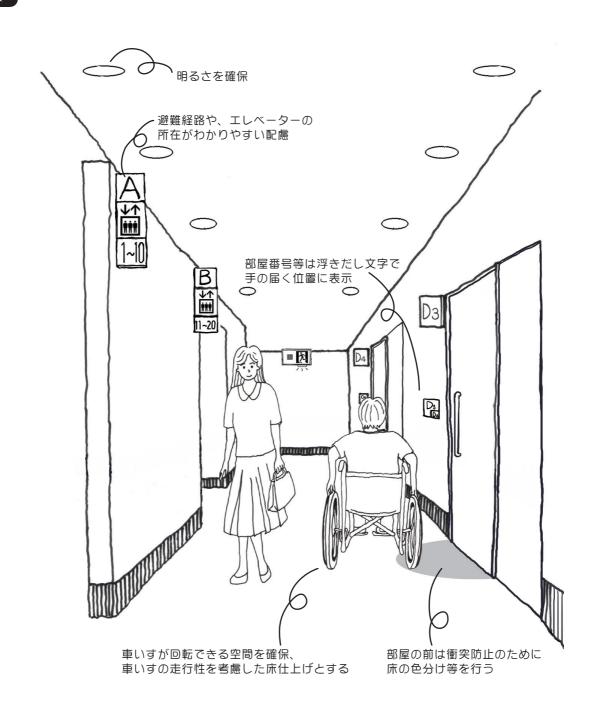
1 –	(2)	移動空間【建物内部】	東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
1	建物出	· 1入口	努力 遵守 努力 寸法等			遵守 寸法等
	チェック	検 討 項 目		•		
配		建築物の主要な出入口は、訪れた人が分かりやすい位置に設ける。	-	-		
置		エレベーターや階段、受付、便所などが玄関ホールから可能な限り一目でわかるような空間構成とすることが望ましい。困難な場合はあらかじめサイン計画を考慮しながら空間計画を進める。	-	-		
	チェック	基本項目				
_		<u>出入口の扉は、通行しやすい自動引き戸か、容易に開閉できる戸を設ける</u> 。(自動開き戸、回転扉は望ましくない。)	0	0		
扉	チェック	検 討 項 目		•		
風		出入口のガラス戸には、衝突防止策を行う。	-	-		
除		自動引き戸には、安全センサーを設置する。	-	-		
室		自動引き戸には、非常時対応のため、手動式の戸を併設する。	-	-		
_		手動引き戸などの把手は、だれもが使いやすい縦棒状等が望ましい。	-	-		
		風除室は、ゆとりのあるスペースとし、方向転換しない計画とする。やむを得ず方向転換する場合は、視覚 障害者誘導プロック等を適宜設置する。	-	-		
	チェック	基本項目				
幅		車椅子使用者や歩行者の通行に支障のない <u>出入口の幅</u> を確保する。	0	0	幅85c	m以上
員		特に建築物の主要な出入口は、余裕を持った幅とする。(すれ違い出来る幅が望ましい。)	0	0	幅1000	m以上
	チェック	検 討 項 目				
仕		手動引き戸は、取手の形状・配置に配慮し、操作しやすいものとする。	-	-		
上		玄関・建物入口は、建物の外部から内部まで連続して平坦とし、床面の連続性を確保する。	-	-		
げ 等		靴拭きマットを設置する場合は、つまずかないように床と同一面におさめるように落とし込みするなどの配慮を する。	-	-		
₹		床面の仕上げは、滑りにくい仕上げとし、傘等からの水滴が床面に溜まらないように配慮する。	-	-		
		傘立等が通行の支障とならないよう設置スペースを確保する。	-	-		
	チェック	基本項目				
		視覚障害者誘導ブロックを敷設し、視覚障害者が、人を配置した受付や案内板に到達できるようにする。	0	0		
	チェック	検 討 項 目				
誘 導		個別ニーズに対応できるよう、人を配置した受付を検討する。人の配置ができない場合は、建築物の出入口付近は、出入口の場所を示す音声装置や点字表示などを併せた案内板等を設ける。	_	_		
7.7		チャイムやインターホーン等は、その所在が分かりやすく、かつ、操作しやすいものとする。	-	_		
		案内板は、子どもや車椅子使用者にも見やすいような、位置や高さに設置することが望ましい。	-	_		
		建築物の出入口付近に設ける案内板等は、ピクトグラムを用いるとともに、文字の大きさや配色、背景の色 との対比等を配慮し、見やすく分かりやすいデザインとする。	_	-		
2	受付					
	チェック	基本項目				
 1		<u>建築物内</u> のわかりやすい位置 <u>に、駐車場</u> 、受付、 <u>EV、便所などの配置を示した、案内板を設ける。</u>	0	0		
配	チェック	検 討 項 目				
ĪĒĪ		受付と総合案内板は、近接した位置に配置する。	-	-		
		受付カウンターの高さは、立位、座位(車椅子使用者の利用を含む)のいずれの場合でも利用できるよう に計画する。	_	-		
	チェック	検 討 項 目		,		
=-		受付を設置しない場合等については、玄関付近のわかりやすい位置に呼出し設備を設置する。	-	-		
誘 導		総合案内板は、車椅子使用者用便房等のトイレごとの機能情報を表示する。また、配慮が必要な方への 設備(集団補聴設備や子育て支援室など)の位置を表示する。	_	-		
		昼間と夜間の受付が変わる場合は、経路を間違えないよう、誘導のわかりやすさに配慮する。	-	-		
		夜間受付までの経路は、十分な照度を確保し、分かりやすく誘導する。	_	_		

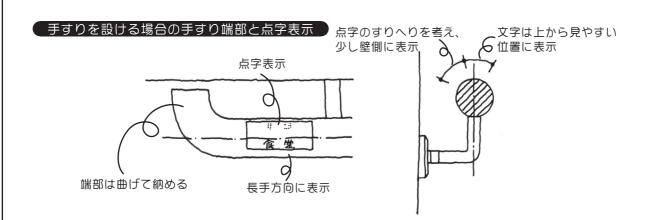
建物出入口・総合案内などの例



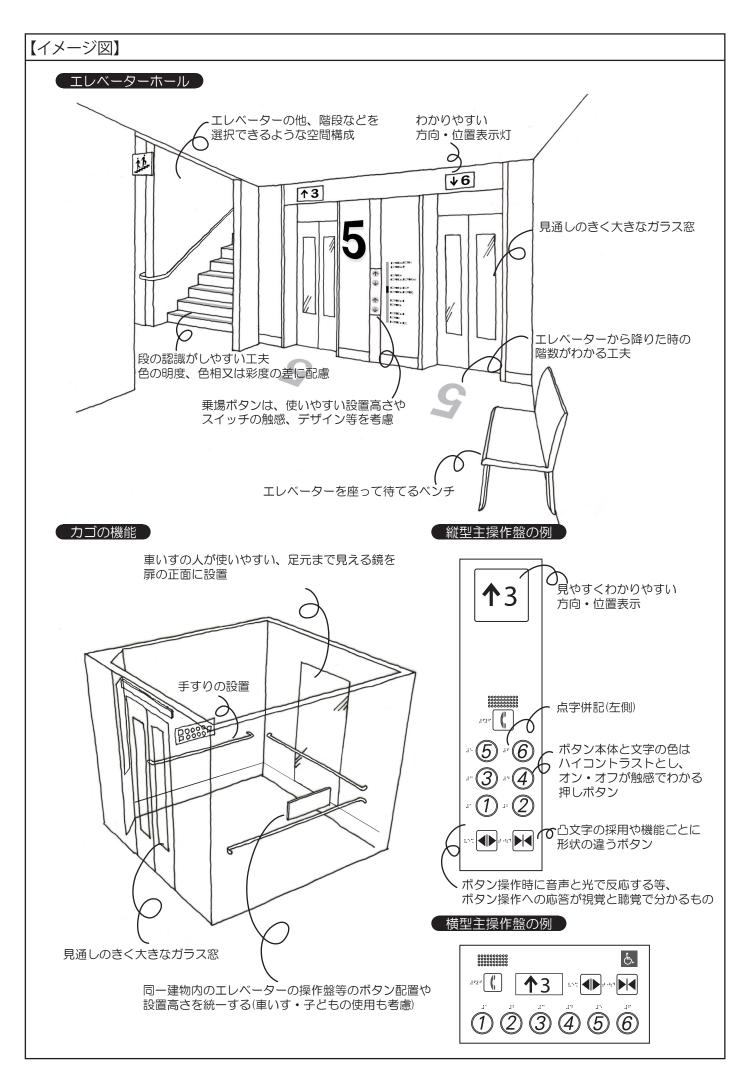
1- (2)	移動空間【建物内部】	東京	不都福	証心まちづくり剝	条例整備基準
③-1 原	下	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
チェック	基本項目				
西	<u>廊下には、段差を設けない。</u> やむを得ず段差が生じる場合は、段のある近くに、傾斜路や昇降機を併設する。	0	0		
音 チェック	検 討 項 目				
	廊下の配置は、単純で分かりやすいものとする。	_	-		
	移動経路上に、休憩スペースを適宜設置する。	-	-		
チェック	基本項目				
	廊下の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅を確保する。	0	0	幅140	cm以上
	<u>廊下等の床は滑りにくく</u> 、白内障の方が段と誤認しそうな柄を避けた仕上げとする。	0	0		
	階段と近接する廊下には、点状ブロック(警告用)を適切に敷設する。	0	0	上下段	下段
	スロープと近接する廊下には、点状ブロック(警告用)を適切に敷設する。	0	0	勾配 1/20及び高さ1 /12を超える傾斜路の	
幅 量 チェック	検 討 項 目				駐車場は除外
員 チェック ・	車椅子使用者が回転することができる空間を確保する。	Τ_	_		
±	車椅子の走行性を考慮した仕上げとする。	+-	_		
L L	転倒時に配慮した仕上げとする。	-	_		
げ	#私的時に配慮したはエロとする。 視覚障害者が壁や柱との区別がしやすいよう、色・明度・仕上げ等の差に配慮し、照明は安全に通行でき				
等	るような明るさを確保する。	-	_		
	防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車椅子使用者等の通行が可能な 構造とする。	_	_		
	廊下側へ柱部を設けたり、廊下側への開き戸を設け、通行の妨げとならないような計画とする。	_	_		
	斜めの柱や壁が通行空間に干渉しないよう注意する。やむを得ない場合は寄り付き防止策を施す。	_	_		
	展示スペース等確保についても、通行の支障とならないように配慮する。				
	消火器や設備機器など壁面からの突出物がないように納める。	-	_		
チェック	検 討 項 目				
手 す	廊下の手すりは、開口部分等についても設置するよう配慮し、できるだけ、連続性を確保する。	-	_		
ij	部屋の入口左右の手すりの一定の位置に室名の墨字と点字を表示する。	-	_		
	その他の項目は②-1 階段の「手すり」欄を参照。				
チェック	検 討 項 目				
誘 導	部屋番号については、浮きだし文字 (一般の数字を浮き出しにして触察できるようにしたもの) により、一 定の位置に表示する。	-	_		
	目的となる部屋等には適切に誘導できるよう、分かりやすい案内板等を適切に設ける。	-	_		
③-2 ス	ロープ・・・・移動空間【建物外部】の②-2を参照				
③-3 階	*・・・・・移動空間【建物外部】の②-2を参照				

原下

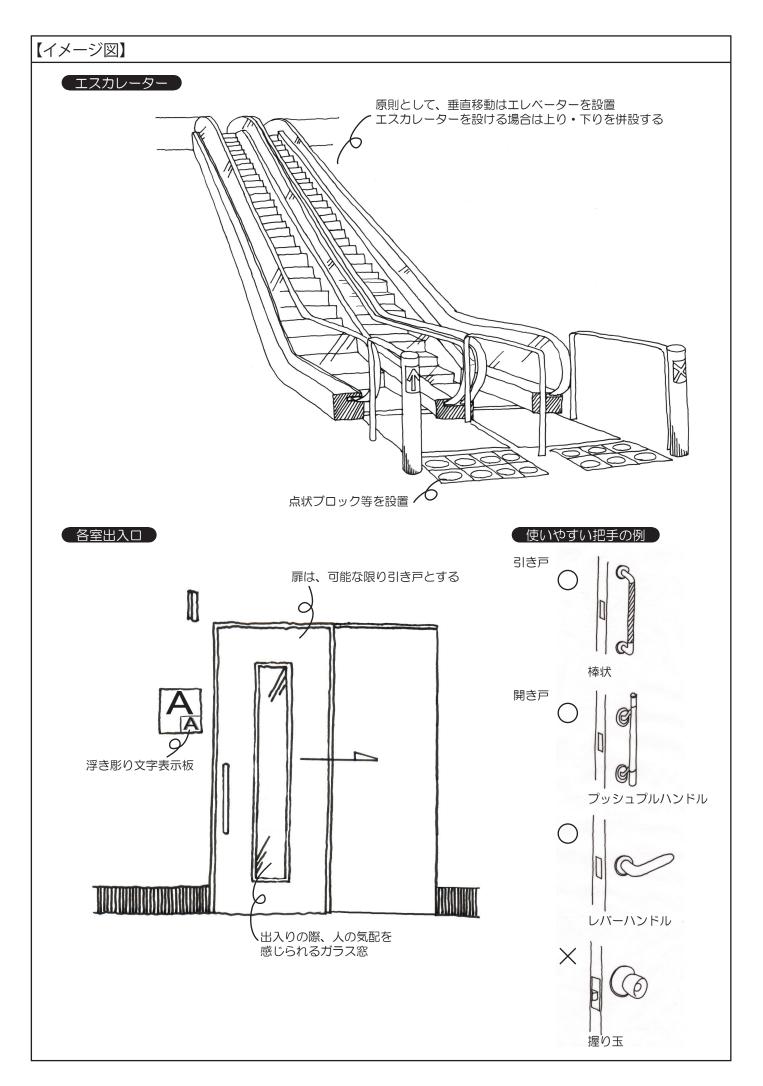




- (2)	移動空間【建物内部】			i祉のまちづくり条 	
リー エレベー	- 9 –	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
チェック	基本項目				
	だれもが利用できる適切な大きさのEVを設置する。建築物の用途や規模に応じて、だれもが短い時間で利用できるよう複数台の設置を考慮する。	0	0		
;	E V のかご内は、車椅子使用者が回転することができる空間を確保する。	0	0	かご幅14	35cm以上 0cm以上 60cm以上
	EVホールは、車椅子使用者が回転することができる十分な空間を確保する。	0	0	幅及び奥行 150cm以上 転落防止策	幅及び奥1 150cm以.
チェック	検 討 項 目				
	E Vは、主要な出入口からだれもが容易に確認できる位置に設置する。	-	-		
	通行や呼び出しボタンの操作の支障とならない位置に、エレベーターを座って待てるベンチの設置を考慮する。	_	-		
	待機場所から移動せずに乗れる E V を選択できるように、群管理される E V のうち所定の E V (基本的には 1 台)のみに連動する専用呼び出しボタンを当該 E V の横に設置する。	-	-		
チェック	検 討 項 目	,			
	視覚障害者誘導用ブロックを E V まで敷設する場合は、最も近い位置の E V まで誘導するように敷設し、 乗降ボタンや触知図まで適切に誘導する。	-	-		
	目的階が容易に確認できるよう、EVホール及びかご内にわかりやすく施設内案内板等の案内表示を設置する。	_	-		
チェック	基本項目				
V	<u>E Vの到着、昇降方向</u> 、次に到着予定の E Vを分かりやすく表示し、 <u>音声装置も設置する。</u>	0		昇降方向の 表示及び 音声案内	昇降方向 表示
チェック	基本項目				
	到着階、停止予定階、現在位置表示、昇降方向を分かりやすく表示する。	0	0	到着階、停	止予定階、 置表示
チェック				が江山	.但衣小
	到着、昇降方向、出入口の戸の開閉を音声装置で誘導する。	То	I – I	音声案内	
	やむを得ず車椅子が回転できる広さを確保できない場合は車椅子使用者が後ろ向きで降りるための鏡を設置する。	_	_		
	鏡は、車椅子使用者が確認できる高さで扉の正面に設置する。	_	_		
	乗降中身体を支持する手すりの設置を考慮する。	-	_		
	過負荷、非常時は音声と電光表示等で案内する。また管理室とやり取り可能なモニターの設置など非常 時の聴覚障害者への配慮を検討する。	-	-		
	出入口が2方向あるEVは、視覚障害者が出る方向を誤らないよう音声案内を工夫するなどの配慮をする。	-	_		
	かご内の床面は滑りにくい仕上げとし、色は、乗降ロビーと容易に区別できるものとする。	-	_		
	エレベーター用防災キャビネット等を設置する場合は、車椅子使用者の利用に配慮する。	-	-		
チェック	基本項目				
:	E V のボタンは、ボタン操作時に音声と光・ <u>触感で反応する</u> 等、ボタン操作への応答が視覚・聴覚・触覚で分かるものとする。また、直感でわかるなど、ピクトサインも配慮する。	0	0		
	<u> 点字は</u> 、左側に <u>表示する</u> 。また、 <u>階数や昇降方向表示などは、浮きだし文字で表示する。</u>	0	0		
チェック	検 討 項 目	-			ı
	同一建物内のE Vの操作盤等のボタン配置は、統一する。	T -	T – T		
	操作盤やインターホーンの位置・高さは、車椅子使用者や子どもが利用でき、視覚障害者が位置を確認しやすい範囲内に設置する。	-	-		
	車椅子使用者用のEVについては、玄関等から最も近い位置に設置し、専用呼び出しボタンを設置する。	-	-		
チェック	基 本 項 目				
	E Vの扉は十分な有効幅を確保する。	0	0		80cm以上 10cm以上
チェック	検 討 項 目	1		710 (183	
	「閉」の衝突防止センサーは、どのような姿勢でも身体や荷物などのすべての部分が安全に通過できるように、設置間隔を細かく、範囲を広く設置する。	-	-		
	閉開のスピードは「閉」をゆっくりとする。	-	-		
	扉の開時間の長さについて考慮する。	_	-		
	乗降時の見通しや安全を確保するため、扉にガラス窓を設けることを考慮する。				



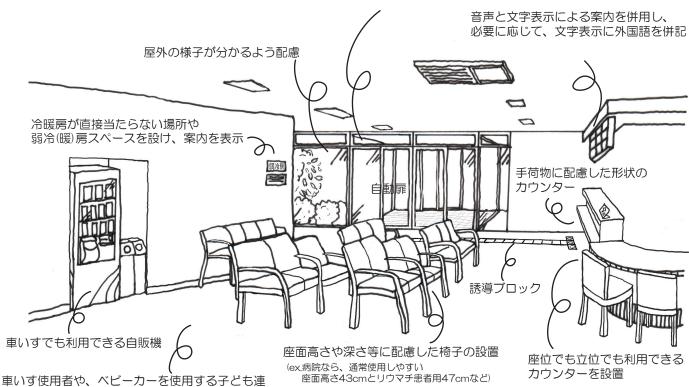
	(2)	移動空間【建物内部】	東京	京都福	祉のまちづくり乳	条例整備基準
5	エスカレ	<i></i> /-タ-	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
雪	チェック	検 討 項 目				
置・		原則として、エスカレーターの始まり、終わりに点状ブロック等を設置する。また、各ステップの段鼻と両サイド はコントラストをつけて示す。	-	-		
機		移動の頻度の高い上下階の間などに、階段、E V に加えた選択肢として設置し、輸送力を確保する。	-	-		
能		原則として、上り下りを併設する。 (やむを得ず、上下のエスカレーターが設置できない場合は、利用者の安全性を考慮し下りに設定するのが望ましい)	-	-		
6	各室出	i入口	<u>'</u>			
	チェック	基 本 項 目				
		扉の有効幅にゆとりを持たせる。	0	0	幅85c 地上出入口	m以上
		窓口業務室の出入口など、不特定かつ多数の人が使用する出入口は自動扉(引き戸)とし、段差は設けない。	0	0		
扉	チェック	検 討 項 目				
		その他の扉についても、可能な限り、引き戸とすることが望ましい。	_	-		
		出入りの多い扉などは、扉の向こうの様子が分かるように配慮する。	-	-		
		開き戸とする場合は、把手をプッシュハンドルやレバーハンドルとする。	-	-		
		開き戸とする場合は、通行の障害にならないよう配慮する。	_	-		
施	チェック	検 討 項 目				
錠		開閉方法がわかりやすく、容易に開閉して、安全に通過できる構造とする。	-	-		
业		鍵の設置高さや施錠開錠方法に配慮する。	-	-		
	行為空		東京	京都福	祉のまちづくり多	
2	行為空観覧席	2間		京都福遵守	祉のまちづくり <i>多</i> 努力 寸法等	条例整備基準 遵守 寸法等
2		2間		1	努力	遵守
2	観覧席	2間 5・客席		1	努力	遵守
2	観覧席	を 5・客席	努力	遵守	努力 寸法等 200席以下 1/50席 200席超える	遵守
2	観覧席	登問	努力	遵守	努力 寸法等 200席以下 1/50席 200席超える	遵守
2	観覧席チェック	基本項目 観覧席・客席は、車椅子使用者が利用できる客席を適切に設置する。 文字情報・音声情報・集団補聴設備を設置し、聴覚障害者や視覚障害者、高齢者などに配慮する。	努力	遵守	努力 寸法等 200席以下 1/50席 200席超える	遵守
1	観覧席チェック	基本項目 観覧席・客席は、車椅子使用者が利用できる客席を適切に設置する。 文字情報・音声情報・集団補聴設備を設置し、聴覚障害者や視覚障害者、高齢者などに配慮する。 検討項目 車椅子使用者用観覧席・客席や集団補聴設備は垂直分散、水平分散により車椅子使用者や聴覚障	努力	遵守	努力 寸法等 200席以下 1/50席 200席超える	遵守
2	観覧席チェック	基本項目 観覧席・客席は、車椅子使用者が利用できる客席を適切に設置する。 文字情報・音声情報・集団補聴設備を設置し、聴覚障害者や視覚障害者、高齢者などに配慮する。 検討項目 車椅子使用者用観覧席・客席や集団補聴設備は垂直分散、水平分散により車椅子使用者や聴覚障害者も様々な場所で観戦できる計画を検討する。	努力	遵守	努力 寸法等 200席以下 1/50席 200席超える	遵守
2	観覧席チェック	 基本項目 観覧席・客席は、車椅子使用者が利用できる客席を適切に設置する。 文字情報・音声情報・集団補聴設備を設置し、聴覚障害者や視覚障害者、高齢者などに配慮する。 検討項目 車椅子使用者用観覧席・客席や集団補聴設備は垂直分散、水平分散により車椅子使用者や聴覚障害者も様々な場所で観戦できる計画を検討する。 車椅子使用者用観覧席・客席は、建物出入口から容易に到達できる場所に設置する。 車椅子使用者用観覧席・客席の高さは、前の席の観客が立ち上がってもサイトラインを確保できるよう高さ 	努力	遵守	努力 寸法等 200席以下 1/50席 200席超える	遵守
2	観覧席チェック	を	努力	遵守	努力 寸法等 200席以下 1/50席 200席超える	遵守
2	観覧席チェック	基本項目 銀覧席・客席は、車椅子使用者が利用できる客席を適切に設置する。 文字情報・音声情報・集団補聴設備を設置し、聴覚障害者や視覚障害者、高齢者などに配慮する。 検討項目 車椅子使用者用観覧席・客席や集団補聴設備は垂直分散、水平分散により車椅子使用者や聴覚障害者も様々な場所で観戦できる計画を検討する。 車椅子使用者用観覧席・客席は、建物出入口から容易に到達できる場所に設置する。 車椅子使用者用観覧席・客席の高さは、前の席の観客が立ち上がってもサイトラインを確保できるよう高さを配慮する。前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに充分配慮する。 車椅子使用者用観覧席・客席は、同伴する方と一緒に観覧できるよう配置を工夫する。	努力	遵守	努力 寸法等 200席以下 1/50席 200席超える	遵守
2	観覧席チェック		努力	遵守	努力 寸法等 200席以下 1/50席 200席超える	遵守

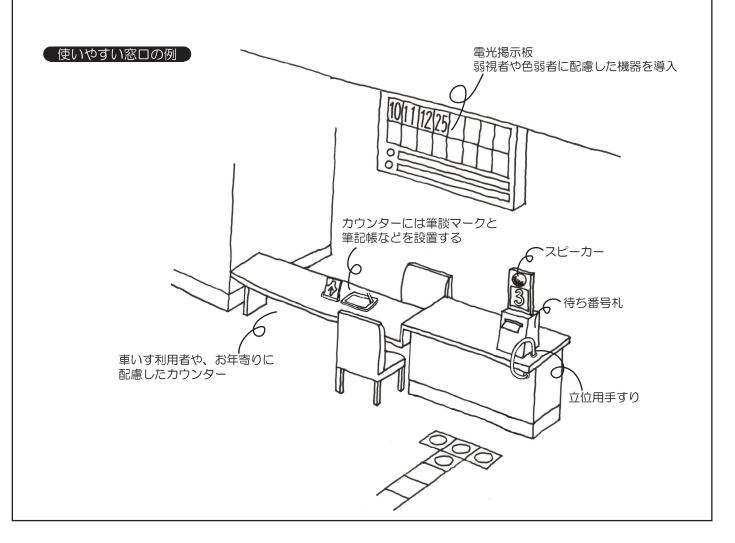


2	行為空		東京	都福	祉のまちづくり	条例整備基準
2	待合		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
	チェック	検 討 項 目				
屝		扉の向こう側の様子が分かるよう配慮する。	-	_		
		利用者数に応じた十分な幅を確保する。	-	_		
待	チェック	検 討 項 目				
合		出入口、窓口との間の出入りを考慮したレイアウトが可能なスペースを確保する。	-	_		
		車椅子使用者やベビーカーを使用する子ども連れなどが利用しやすいスペースや通路幅の確保に配慮する。	_	_		
3	窓口					
	チェック	検 討 項 目				
配		業務内容に応じて、座位(車椅子使用者の利用を含む。)のものを設置又は座位と立位のものを併設する。	-	-		
逪		音声と文字表示による案内を併用する。必要に応じて、文字表示に外国語を併記する。	-	-		
		赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくいことがあるため、色相に配慮している機器を導入する。	_	_		
4	劫	·····································				
•	チェック	検 討 項 目				
配	71//	有効幅にゆとりをもたせ、容易に開閉して安全に通過できる構造とする。	Ι_	_		
置		職員の身体能力に合わせてレイアウトの変更が可能なように、フレキシビリティを確保する。		_		
<u> </u>		扉に窓を設置し、出入り口における衝突防止に配慮する。	_	_		
(5)	定泊協	記念を変				
•	チェック	基本項目				
規	7 = 77				200室以下 1/50室	50室以上の 場合
模		宿泊施設には、車椅子使用者が利用できる客室を適切に配置する。	0	0	200室超える 1/100+2室	(客室総数×1/100)室以 上
•	チェック	検討項目				
計		車椅子使用者が利用できる客室は、施設内の利用しやすい位置に配置する。	-	-		
画		車椅子使用者が利用できる客室は他の客室と同じようなデザインとなるよう工夫する。	-	-		
		施設利用者が移動する経路の床面には段差を設けない。	_	_		
	チェック	基本項目				
		車椅子使用者用客室には、車椅子で使用できるトイレを設置する。(車椅子が回転できる空間・腰掛け 便座・手すりなど)	0	0		
		車椅子使用者用客室には、車椅子で使用できる浴室を設置する。(車椅子が回転できる空間・浴槽・ シャワー・手すりなどの位置や高さ)	0	0		
機	チェック	検 討 項 目				
能		客室内は、車椅子が通行できる広さとし、ベッドの側面の空間も(ベッド移乗)確保する。	_	_		
		客室内の棚・コンセント・スイッチは、車椅子使用者が利用しやすい、位置・高さとする。	-	_		
		ベッド脇のテーブルには、車椅子のフットサポート等の先端がぶつからないスペースを設ける。それ以外のテーブルには、ひざ下部分がぶつからないスペースを設ける。	-	_		
		窓やカーテン等は、車椅子使用者も開閉できる高さで操作できるようにする。	-	_		
	チェック	検 討 項 目	ļ			1
床		和室を除き、床面には段差を設けない。毛足の長いじゅうたんは避けること。	_	_		
		車椅子使用者用トイレや浴室は、水に濡れても滑りにくい仕上げとする。	0	_		
	チェック	基 本 項 目				
		車椅子使用者用トイレや浴室の出入口は、自動開閉できる戸や引き戸等とし、有効幅にゆとりを持たせ	0	0		出入口 n以上
扉		<u>る。</u> 客室出入口は、有効幅にゆとりを持たせる。	0	0		n以上
	チェック	会主山八口は、 _{日の間} にゆこりを行んとな。 検 討 項 目			OUCH	
	7 //	「次 前 次 ロ ドアスコープは車椅子使用者の見やすい位置にも設置する。または、ドアの外部を確認するモニターを設ける。	Ι_			
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				1

れなどが利用しやすいスペースや通路幅の確保







2	行為四	四間				
6	トイレ		東京	都福	祉のまちづくり条	\$例整備基準
- :	1 トイ	し【全体計画】 アルファイン アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
	チェック	基本項目				
		<u>車椅子使用者用便房</u> や男女共用便房はその他のトイレと隣接して <u>設置する。</u>	0	0	1以上(男女区別が 以」	ある場合はそれぞれ1 <u>-</u>)
	チェック	検 討 項 目				
		車椅子使用者用便房、男女共用便房、個別機能(オストメイト用設備、乳幼児用設備等)を備えた 便房をバランスよく配置し、トイレの多機能化を図る。また、車椅子使用者用便房に利用が集中しないよ う、機能の分散に配慮する。	ı	-		
型		建物入口や窓口、業務室、待合、事務室などから便利な位置、分かりやすい位置に配置する。	_	_		
置		介助者が異性である場合を考慮した配置計画とする。	_	-		
•		閉庁時にも使用可能なトイレについては、守衛室の隣とするなど防犯に考慮する。	_	_		
計 画		同一建築物内のトイレは、男女別配置や、洗浄ボタン、紙巻器等の位置や操作方法を統一し、同じ配置、同じ部品とする。	_	_		
		紙巻器・洗浄ボタン・緊急呼び出しボタンは、逆L字の配置とする。JIS S0026の配列に則ることが望ましい。	_	-		
		清潔感のある色彩を使用して、心地よい空間づくりを行う。	_	-		
		誰もが快適に利用できるよう、十分な便器数を設置すること。具体的には、極力待ち時間が発生しないよ	_	_		
		う、施設の利用者数、利用者の男女比率などについて、将来の見通しも踏まえて便器数を検討すること。 施設の利用者が通常と異なり、男性又は女性に偏る可能性がある場合は、男性用トイレを女性用トイレ				
		に転用する計画や工夫を行うこと。又はその逆もできるようにすること。	_	-		
出	チェック	基 本 項 目				
入		出入口の有効幅にゆとりをもたせる。	0	0	幅85	cm以上
		トイレ内の通路幅や便房の出入口の幅は、車椅子使用者が利用しやすいよう、余裕を持った幅を確保する。	0	0		
-	チェック	基 本 項 目				
床 面		床面には、高齢者、障害者等の通行の支障になる段差を設けない。	0	0		
IEI		滑りにくく、転倒してもけがをしにく <u>い仕上げとする</u> とともに、清掃のしやすさに配慮する。	0	0		
	チェック	検 討 項 目		•		
屝		出入口の開閉時に、手や衣服などが戸に挟まれたり、戸と戸袋の隙間に入り込むことがないようにする。 ・戸と枠に接する面積を小さくするために戸の縁を丸くするなどの工夫をする。 ・衝撃を和らげるため、ゴムなどの緩衝剤を設けるなどの工夫をする。 ・戸と戸袋の隙間に柔らかい材料を設置することで、指や衣服が引き込まれるのを防ぐ工夫をする。	_	_		
		便房の扉の把手は握りやすく、錠前は通路から空き状況が確認でき、施錠操作しやすいものとする。	_	_		
	チェック					
		紙巻器、洗浄ボタン、緊急呼び出しボタン等は、操作方法がわかりやすく、操作しやすいものとし、便座及 び車椅子に座ったまま手の届く範囲に設置する。	-	-		
		だれもが心地よく利用できるよう、鏡の配置や設置方法に配慮する。	-	-		
機		手荷物置き場の位置・高さに配慮する。				
能		聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。光の色は「光警報装置の 設置に係るガイドライン」に基づき原則白色光とする。	-	-		
		トイレ内に設置する手すり等は壁と同系色だと見えづらいため、壁とのコントラストに配慮した色とする。	_	-		
		大規模施設のトイレでは、突き出しサインの設置や扉とブース内の色を変える等の配慮で、遠くからでも個室 の空き状況を視認できるようにする。	_	-		
	チェック	基本項目				
		各便房の出入口には便房内の設備及び機能(オストメイト用設備、 <u>ベビーチェア</u> など)を表示する。	0	0		
サ	チェック	検 討 項 目				
イン		トイレの案内板等は利用者が分かりやすい位置に設けるとともに、適切に配置する。総合案内板にトイレの男女の別・トイレ内の機能を表示する。	-	-		
表 示		サインは男女の別、トイレ内の機能等をわかりやすく表示する。視覚障害者が男性用と女性用のトイレを間違えることが無いよう、音声案内は男女の別がわかりやすいよう配慮した内容とする。	_	-		
		トイレの出入口位置を知らせるための視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置し、音声や点字により男女別位置等を案内する。	_	-		
		洗浄ボタンと非常ボタンは、形状及び色彩により、視覚的にも触覚的にも容易に区別のつくものとする。		_		

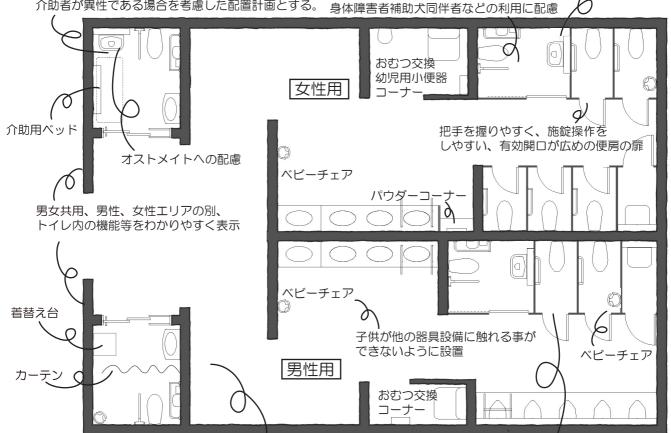
多機能分散型トイレの例

男女共用の車椅子使用者用便房は、 左右勝手違いに配慮し、

介助者が異性である場合を考慮した配置計画とする。

広めのブースを適宜設け、車いす使用者、 ベビーカーを使用する子ども連れ、

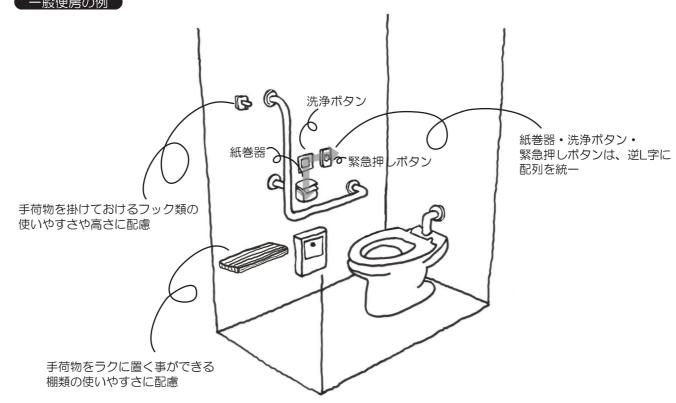
オストメイト への配慮



床面には、高齢者、障害者等の通行の支障になる 段差を設けない。滑りにくく、転倒してもけがを しにくい仕上げとし、清掃のしやすさに配慮

扉の形状により,便房機能の サインが見えない場合は 突き出しサインなどで配慮

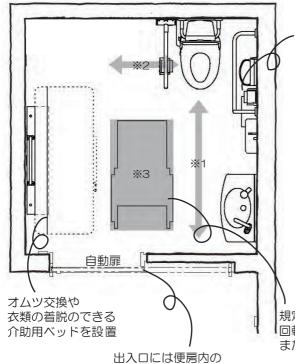
一般便房の例



2	行為的						
6	トイレ	イレ 東京都福祉のまちづくり条例整					
- 2	2 トイ	レ【車椅子使用者用便房、男女共用便房】	努力	遵守	努力 遵守 寸法等 寸法等		
	チェック	基 本 項 目	<u>'</u>				
		車椅子使用者用便房を設ける。	0	0	1以上(男女区別がある場合はそれぞれ1 以上)		
-		扉は開閉ボタン付の自動扉(引き戸)又は引き戸とする。	0	0			
配	チェック	検 討 項 目					
置		車椅子使用者用便房に設置する機能や数は、建物の用途や敷地周辺の整備状況を考慮し、過度に利	_	_			
		用集中することが無いよう機能分散を図る。 性別を気にせずに使える男女共用の便房を、車椅子使用者用便房とは別に設置することを検討する。設					
屝		置にあたっては、男女とも抵抗なく使える配置とし、広めのスペースの確保、前室を確保するなどして廊下等からの視線に配慮する。	-	-			
		扉の取っ手や鍵、自動扉の開閉ボタン等は、車椅子に座ったままでも操作しやすい位置に設置し、操作が 容易なものとする。	_	I			
	チェック	基本項目					
		車椅子での使用、介助者の同伴等が可能なように、十分なスペースの確保、寸法、レイアウト等に配慮する。	0	0			
		<u>便器は腰掛け式とし、手すり、</u> 緊急通報用の呼出ボタン、洗面器 <u>を設置する。</u>	0	0			
	チェック	検 討 項 目			,		
		車椅子使用者用便房内にはオムツ交換や衣類の着脱などのため、大人が横になることができる介助用ベッドを車椅子使用者の利用に支障がないように配置を工夫して設ける。	-	ı			
機		介助用ベッドの設置ができない場合は、独立した部屋など代替施設を設ける。それが難しい場合は、施設 管理者によるソフト面で対応されることの確認を行う。	-	ı			
能		車椅子使用者は、便座に移乗せずに利用する人もいるので、洗浄ボタンや紙巻器などを適切に配置する。	-	_			
		便器の背もたれ、手荷物棚、便器から手の届く手洗い器、大きめの汚物入れなどの設置を考慮する。	-	ı			
		車椅子使用者用便房、男女共用便房では、介助者がトイレを一時退出する際に、トイレの外から利用者が見えることのないよう、戸の内側にカーテンを設置するなど配慮する。	-	ı			
		複数の車椅子使用者用便房を設置する場合は、左右の勝手、付加機能のパリエーション等に配慮する。	-	-			
		鏡は、縦長の鏡を設置する。	-	-			
		洗浄ボタンの基本はボタン式とする。感知式等を設ける場合は、ボタン式を併設する。	_	_			
Ħ	チェック	基本項目					
y 1		出入口には、便房内の設備及び機能を表示する。	0	0			
ン	チェック	検 討 項 目					
		男女共用便房は様々な利用者に配慮し、名称を表記せずピクトグラムのみで表示することが望ましい。	_	-			
-3	トイレ	【個別機能を有する便房、その他】					
#7	チェック	基本項目					
配		オストメイト用に、汚物流し、サーモスタットシャワー <u>水栓</u> 、フック <u>などの設置を考慮する。</u>	0	0	1以上		
置	チェック	検 討 項 目					
扉		広めのブースを適宜設け、車椅子使用者、ベビーカーを使用する子ども連れなどの利用に配慮する。	-	-			
ИF		広めのブースの扉は、有効幅にゆとりをもたせ、引き戸又は外開きとする。	-	-			
	チェック	基本項目					
		<u>小便器は</u> 、子どもから大人まで利用できるように、 <u>床置式又は低リップタイプを設け</u> 、自動洗浄を基本とす <u>る。</u>	0	0	受け口高さ35cm以下の小便器を1以上		
		小便器の手すりは、姿勢を安定させることができるよう、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて <u>設置する。</u>	0	0	1以上		
機能		保護者が乳幼児から目を離さずに利用できるよう、対面した位置に高さを考慮の上、 <u>ベビーチェアや、ベビーベッドを設置する</u> 。	0	0	1以上		
110	チェック	検 討 項 目					
		大便器は腰掛式とし、手すりを設置する。	_				
		手荷物を置く棚、杖や傘等をかけるくぼみまたはフックを設置する。	-	-			
		小便器は入口に近いものに手すりを設置する。	-	-			

車椅子使用者用便房の例

- ・ライニング等を除いた有効内法寸法で200cm×200cm以上(220cm×220cm程度)
- ・便房内に直径180cm以上の回転スペース



手荷物棚、便器から手の届く手洗器、 大きめの汚物入れなどの設置

> 手洗器や設備操作板がある時は、 洗浄ボタンと緊急呼び出しボタンの 間に設置する सम 1

規定寸法にとらわれず車椅子の 回転スペースを確保

また、介助者のスペースも考慮

傾斜鏡ではなく縦長でだれでも 見やすい鏡を設置

機能を示すピクトグラムを表示する

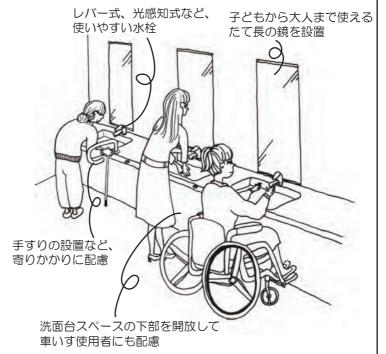
※1 便器前方必要スペース: 1200mm程度 ※2 便器側方必要スペース: 700mm程度

※3 シート使用時車椅子待機スペース: 700mm×1200mm程度必要

小便器設置の例

入口に近いものに手すりを設置 自動洗浄を基本とし、床置式 又は、低リップタイプを設置

-般トイレ洗面の例



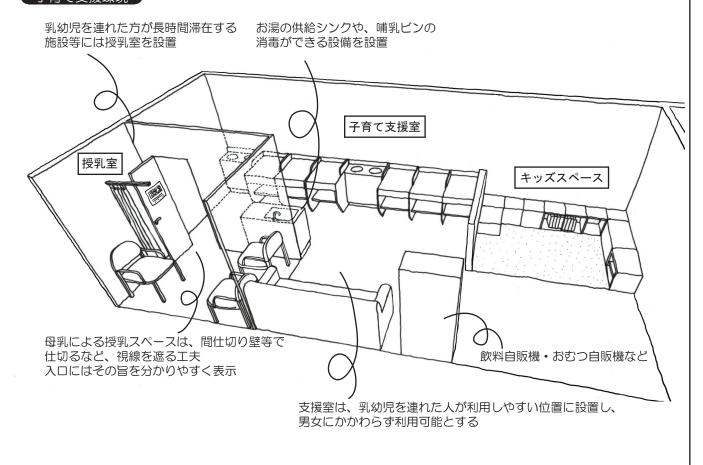
2	行為空					
6	トイレ		東京	京都福	祉のまちづくり	条例整備基準
-4	洗面	カウンター	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
	チェック	検 討 項 目		<u> </u>		•
		高さは、立位でも車椅子でも利用できるように設定する。複数ある場合は高さの選択肢を設ける。	-	-		
1444		洗面カウンター下部を開放として、車椅子使用者のひざが入るよう考慮する。	-	-		
機 能		水栓は、レバー式、光感知式など、使用しやすいものとする。	-	-		
FIE.		手すりを設置するなど、寄りかかることができるように配慮する。	-	-		
		鏡は、縦長の鏡を設置し、子ども、車椅子使用者から大人まで、映るよう配慮する。	-	-		
		手荷物置き場の高さに配慮する。	-	-		
7	水飲み	≯ 器	·			
配	チェック	検 討 項 目				
置•		わかりやすく、通行の支障にならない位置に設置する。	-	-		
機		立位でも車椅子でも使用できるように、高さを2段階設けるなど配慮する。	-	-		
能		車椅子使用者が利用できる高さのものには、車椅子使用者のひざの入るスペースの確保に配慮する。	-	-		
8	子育で	支援環境		'		
	チェック	基本項目				
		授乳及びおむつ替えのできる場所(以下「子育て支援室」という。) <u>は、男女にかかわらず利用できるようにする。</u>	0	0	1,1	以上
		ベビーチェアやベビーベッドなどを設けたトイレなどの出入口には、その旨を分かりやすく表示する。	0	0		
		<u>トイレ内に、おむつ替えができるようなベビーベッド、ベビーチェアを設置</u> し、また、荷物台を設置 <u>する。</u>	0	0		
	チェック	検 討 項 目	!	, ,		•
		乳幼児を連れた方が長時間滞在する施設等には授乳室を設ける。	-	-		
配置		母乳による授乳のためのスペースは、間仕切り壁等で仕切るなど、視線を遮る工夫をし、その入口にはその 旨を分かりやすく表示する。	-	-		
		イベント会場などでは、利用者のニーズに応じ、子育て支援環境を整える。	-	-		
		子育て支援室の位置を、建築物の案内板に表示する。	-	-		
		支援室は、乳幼児を連れた人が利用しやすい位置に設置する。	-	-		
		子育て支援室には、お湯を供給できるシンクや、哺乳ビンの消毒ができる設備を設置する。	-	-		
		子育て支援室には、おむつ替えのためのベビーベッドを設置し、また、おむつを捨てるためのごみ箱を設置する。	-	-		
		子育て支援室は入口をオープンにし、ベビーカーや車椅子の使用者の出入りが十分な幅とする。	-	-		
		相談等の受付カウンターや申込記入台の横には、ベビーチェアを設置する。	_	-		
1212	チェック	検 討 項 目				
機 能		泣き声に配慮し、適切な位置に設置する。また必要に応じて、防音に配慮する。	_	-		
RE.		授乳の際の手洗いなどができるように、簡単な流しと給湯設備を設置する。	-	-		
9	湯沸室	2	•			
配	チェック	検 討 項 目				
置・		高さは、立位でも車椅子でも利用できる高さに設定する。	_	_		
機		流し台下部スペースを開放として、車椅子使用者のひざが入るよう考慮する。	_	_		
能		水栓は、柄の長いレバー式など手が届くように配慮する。	_	_		
10	職員位	*養スペース				
14. 配	チェック	検 討 項 目				
機置		業務内容や体調などに応じて、適切な休養をとれるように、休養スペースの確保を考慮する。	_	-		
		障害者等の利用に配慮する。	_	-		

水飲み器

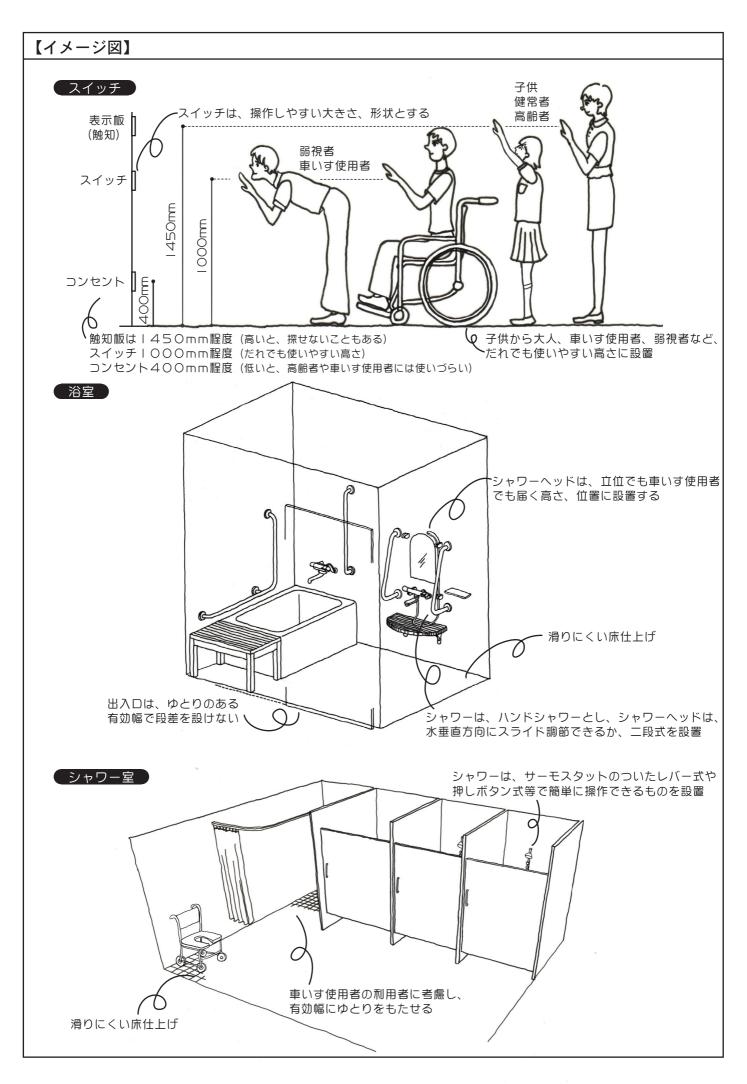


車いす使用者が利用できる高さのものには、 ひざの入るスペースを確保

子育て支援環境

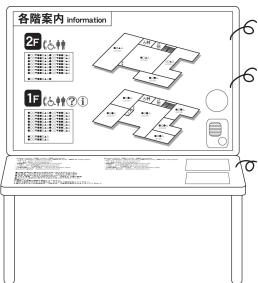


2	行為空	2間	東京都福祉のまちづくり条例整備基			全例整備基準
11)	食堂		第 川 遺 寸			遵守 寸法等
	チェック	検 討 項 目				
配		出入口は有効幅にゆとりをもたせ、常閉の扉を設置する場合、原則として自動扉(引き戸)とする。	-	-		
置		扉の向こうの様子が分かるよう配慮する。	-	-		
•		出入口付近に手洗いスペースを設けることを検討する。	-	-		
機		カフェテリア形式の場合、カウンターは立位でも車椅子使用者でも利用できる高さとする。	-	-		
能		カウンター上面はトレーを持ち上げずに移動できる滑りのよいものにして、レジまで連続させる。	-	_		
		車椅子使用者や移動速度の異なる利用者等を考慮して、通路部や客席部はゆとりあるスペースを確保する。	-	_		
12	浴室•	シャワー室				
配	チェック	基本項目				
置		出入口は、有効幅にゆとりを持たせ、段差を設けない。	0	0	幅85	cm以上
•		浴室・シャワー室・脱衣室等は車椅子使用者用が円滑に利用できるスペースを確保する。	0	0	لِلـ 1	人上
床		床面は滑りにくい仕上げとする。	0	0		
	チェック	検 討 項 目				
扉		扉は、車椅子使用者等が操作しやすいものにする。車椅子が濡れないよう必要に応じてカーテンの設置を検 討する。	-	_		
	チェック	基本項目				
		水回りに使用する <u>手すりの設置カ所・位置は</u> 特に <u>配慮</u> し、転倒防止に努めることとする。	0	0		
	チェック	検 討 項 目	•			
		水栓金具の設置位置・高さに配慮する。	-	-		
機		水栓金具は、サーモスタットのついたレバー式や押しボタン式等にし、簡単に操作できるものとする。	-	_		
能		シャワーは、ハンドシャワーとし、シャワーヘッドは、垂直方向にスライド調節できるか、二段式を設置する。	-	_		
		転倒等に備え、緊急押しボタンや紐を洗い場や浴槽から手の届く範囲に設置する。	-	_		
		浴槽の深さに配慮する。	-	_		
		聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。光の色は「光警報装置の 設置に係るガイドライン」に基づき原則白色光とする。	-	_		
13	スイッチ	・コンセント				
位 置	チェック	検 討 項 目				
•		立位でも車椅子使用者でも届く高さ、位置に設置する。	-	_		
高さ		同種のスイッチ、コンセント等の設置高さ、位置等は、建物内で統一する。	-	-		
		スイッチについては、操作しやすい大きさ、形状とする。	-	-		
機能		操作方法やオン・オフの状態が分かりやすいものとする。	-	-		
14)	その他	の行為空間				
	チェック	検 討 項 目				
配		一人で利用する可能性がある部屋では、急に具合が悪くなる場合を考慮し緊急呼び出しボタンの設置を 検討する。	-	_		
置・		精神障害者は急に体調が悪くなり、横になりたいという希望があるため、救護室とは別にカームダウン・クールダウン室の設置を検討する。	-	_		
機 能		更衣室・浴室等、性別を分けて使用する室を設ける際は、性別を気にせず使える男女共用の室を検討する。設置にあたっては、広めのスペースの確保、前室を確保するなどして廊下等からの視線に配慮する。	-	_		
		外国人の利用が見込まれる施設では、礼拝室の設置を検討する。設置にあたっては、対象を特定の宗教 に限定しない、手足を清める洗い場を設置する、男女の利用を分けるこなどを原則とする。	_	_		



3	情報		東京	都福祉	<mark>上のまちづくり条</mark>	例整備基準
1	視覚情	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	努力	遵守		
	チェック	基 本 項 目	<u> </u>			
		敷地内や玄関から目的の場所までの <u>経路上の</u> わかりやすい <u>要所(EV・トイレ・駐車場等</u>)に、 <u>目的の場所</u> や方向 <u>が確認できるよう、案内板やサインを設置する。</u>	0	0		
配	チェック	検 討 項 目				
置		玄関ホールに総合案内板、E V ホールに各階案内板の設置等を行う。施設内の各案内板・サインはデザインの方向性を統一する。	-	-		
		誰にでもわかるように、文字・ピクトと色分けによる経路やゾーンの表示などに配慮する。	-	-		
		案内図の向きは見る人の体の向きと合わせ、アイソメ図等の立体感を強調したものや各階を重ねたものは わかりづらくなる傾向があるため原則平面的な図を使用する。	_	-		
	チェック	検 討 項 目				
サ イ		遠くからでも認識しやすいように、サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラスト(明度差、色相差、彩度差)などを考慮する。	_	-		
ン		サインが見やすい照明計画とする。	_	-		
		ピクトサインだけでなく、施設の利用状況を想定し、多言語環境の整備及びICT機器(デジタルサイネージ、 QRコード等)の設置を検討する。	-	-		
高	チェック	基本項目				
同 さ		見る位置を想定し、立位でも車椅子からでも見やすい高さ、位置に、適切な大きさのものを設置する。	0	0		
等	チェック	検 討 項 目				
7.7		移動経路に突き出して設置するものは、通行上の安全性にも考慮する。	-	-		
	チェック	基本項目				
案		J I S 規格等があるものは、これを採用する。	0	0		
内	チェック	検 討 項 目				
方		子どもや外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記を考慮する。その場合、遠くからでも見やすいように文字の大きさに配慮する。	_	-		
法		窓口など音声案内が基本の場合なども視覚情報による案内を行う。	_	-		
		光等の視覚情報による案内、警報装置等の設置に配慮する。	_	-		
	チェック	検 討 項 目				
		色は、識別が困難な方へ配慮し、文字・ピクトとあわせ、色だけに頼らないサインとする。	-	-		
色		赤は、濃い赤を使わず、朱色やオレンジを使う。	-	-		
の		黄色と黄緑は、赤緑色覚障害の人にとっては同じ色に見えるので、なるべく黄色を使い、黄緑色は使わない。	_	-		
選		暗い緑は、赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う。	-	-		
択		青に近い紫は、青と区別できないので、赤紫を使う。	-	-		
		細い線や小さい時には、黄色や水色を使わない。	-	_		
		明るい黄色は、白内障の人にとっては白と混合するので使わない。	-	_		
組	チェック	検 討 項 目				
み 合		白黒でコピーしても、内容を識別できるか確認する。	_	-		
わ		暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を対比させる。	-	-		
ŧ		パステル調の色どうしを、組み合わせない。はっきりした色同士か、はっきりした色とパステル調を対比させる。	_	-		
	チェック	検 討 項 目				
文 字		背景と文字の間に、はっきりした明度差をつける。(色相の差ではない。)	-	-		
0		線の細い明朝体でなく、線の太い書体を使い、言葉の意味のまとまりを考えて文字間隔を調整する。	-	-		
色		色だけでなく、書体(フォント)、太字、イタリック、傍点、下線、囲み枠など、形の変化を併用する。ただし、全体的にすっきりとしたデザインとする。	_	-		

総合案内図



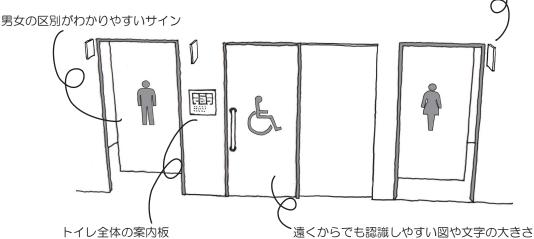
6記号やピクトなどを用い解りやすい案内図とする

6 文字の明度差に配慮

7見る位置を想定し、立位でも車いすからでも 見やすい高さ、位置に、適切な大きさに配慮

サインの例

移動経路に突き出して設置するものは、 通行上の安全性にも考慮・



文字

都立〇〇〇高等学校 Metropolitan OOO high school

必要に応じ人感センサーを設置



外国人にもわかるように、外国語を併記する

書体(フォント)、太字、イタリック、傍点、下線、 囲み枠など、形の変化を併用しわかりやすくする

色は、文字やピクトと併用し、色だけに頼らない 色の組み合わせは※色相・明度・彩度に配慮する



白黒でコピーしても、内容を識別できるか確認する

※色の三要素

色相・・・色の種類 明度・・・色の明るさ(白が最も明度が高い)

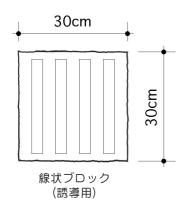
彩度・・・色の鮮やかさ(白や黒を含まないものが彩度が高い)

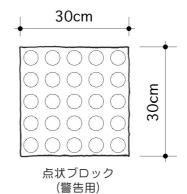
3	情報		東京	都福	祉のまちづくり条	:例整備基準
2	触知情	f報	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
	チェック	基本項目				
視		敷地出入口から受付等まで誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。	0	0		
覚		階段の上下端・スロープの上端に近接する通路、踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。	0	0		
障	チェック	検 討 項 目				l
害		視覚障害者誘導用ブロック等の形状は、JIS規格によるものとする。	-	-		
者誘		材質は敷設場所、周囲の床材料との対比を考慮し、視覚障害者が触知しやすいものとするとともに、適切な耐久性を確保する、滑りにくいものとするなど配慮する。	-	-		
導		歩行方向を誘導するため線状ブロック等、危険、方向転換、停止等を注意喚起するため点状ブロック等を 使用する。	-	-		
用 ブ		視覚障害者誘導用ブロック等の色は、弱視の方の判別に配慮し、黄色を原則とする。また、周囲の床仕 上げ材との明度差、輝度比に配慮する。	_	_		
ロッ		触知性、視認性を確保するとともに、車椅子等の支障とならないよう、十分かつ適切な敷設幅とする。	_	-		
ク		必要に応じ、EVの呼び出しボタン、室の出入口の前等への点状ブロック等の設置を考慮する。	_	_		
		廊下など、床仕上げの感触の違いを利用した誘導を考慮する。	-	_		
	チェック	検 討 項 目				
		案内図等では必要に応じ、点字を入れた、誘導を行う。	-	_		
		表記方法、設置方法、形状等について、規格があるものは、これを採用する。	-	_		
		数字による情報等については、浮き出し文字 (一般の数字の形を浮出しにして触察できるようにしたもの) をあわせて表示する。	_	-		
ı.		墨字を併記する。点字と重ねる場合は文字が見えにくくならないよう配慮する。	-	-		
点 字		外部に設置するものの材質等については、寒暖による温度変化などにも配慮する。	-	-		
等		触知しやすい高さ、角度に設置する。	-	-		
च		同種の表示は、一定の位置に設置する。	-	-		
		階段手すりに、現在階の階数とフロア情報などを表示する。	-	-		
		廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。	-	-		
		スイッチの横にその種類を表示するなど配慮する。	-	-		
		案内板は触知でもわかるように配慮し、視覚障害者誘導用ブロック等による誘導に配慮する。	-	-		
3	音声情	青報				
配	チェック	検 討 項 目				
置		エレベーターにおける到着階、昇降方向等の音声案内を設置する。	-	-		
<u>LE.</u>		自動車の出庫を知らせる警報装置、玄関の位置を知らせる音響装置等の設置に配慮する。	-	-		
4	人的対	dc				
	チェック	検 討 項 目				
誘		施設整備で必要な対応を達成できない場合は、施設管理者によるソフト面で対応されることの確認を行う。	-	_		
導		案内対応者のいる受付等に誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。	-	-		
方 法		玄関付近への呼び出し装置、トイレ等への緊急通報用の呼び出し装置等の設置を考慮する。	_	-		
		非常時に救助を求める連絡が可能となるよう、一時避難スペース等に防災センターなどとの間で双方向で連絡のとれるインターホン等を設置する。	-	-		

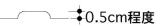
視覚障害者誘導ブロックなどの形状

歩行方向を誘導するため線状ブロック等、 危険、方向転換、停止等を注意喚起するため 点状ブロック等を使用する

JIS規格品を用いる

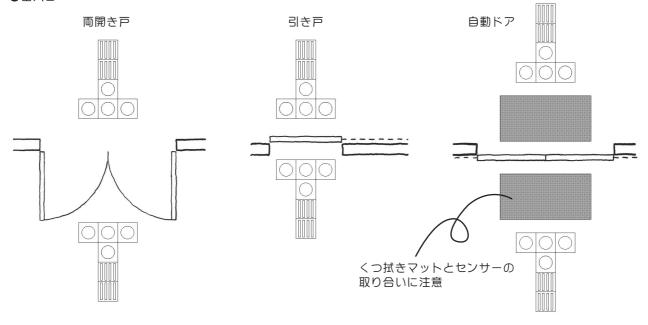


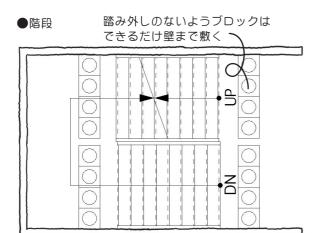


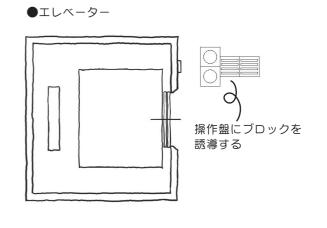


視覚障害者誘導ブロック等の敷設位置



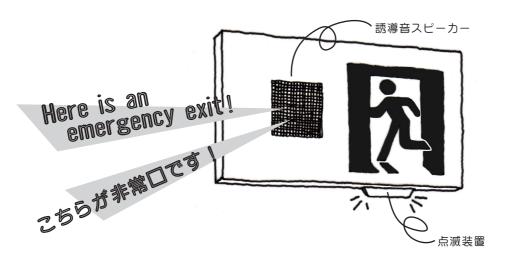




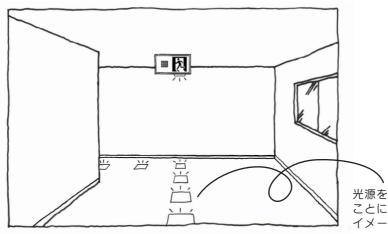


4	環境		東京	都福	祉のまちづくり条	例整備基準
1	光·音	•熱•空気質環境	努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
	チェック	検 討 項 目			J/AT	1/44
		十分な明るさを確保する。	-	-		
NZ		極端な明暗の差が生じない照明計画とする。	-	-		
光		照明はその目的に応じて色温度や演色性に配慮する。	-	-		
		下方からの照明は、近くにある段差や突起を見えにくくするので、配置や配光に配慮する。	-	-		
		反射によるグレアを防止するため、床仕上げ材は光沢のあるものを避ける。	-	-		
	チェック	検 討 項 目	1			
音		吸音や反響に配慮し、必要な音が明快に聞こえる環境を整える。	-	-		
		音量、音質に配慮する。	-	-		
	チェック	検 討 項 目			L	
±4		急激な温度変化によるヒートショックを少なくする。	-	-		
熱		待合や執務室などでは、冷風や温風が直接人に当たらないよう吹出口を配置する。	-	-		
		輻射、日射等による寒暖の差が生じないように配慮する。	-	-		
J.	チェック	検 討 項 目	-		l	1
空		適切なシックハウス対策等により、適切な空気質環境を確保する。	-	-		
気		冷暖房のない部屋等は通風を考慮する。	-	-		
5	安全				I	
1	避難・					
	チェック	検 討 項 目				
		余裕を持った防災、避難計画とする。	_	-		
		避難階段、一時避難スペースへの想定される避難経路には段差を設けない。また、避難経路となる階段	_	_		
配		は、暗くても段鼻や手すりが見えるよう配慮する。				
置		防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車椅子使用者等の通行が可能な構造とする。	-	_		
<u>I</u>		非常時に避難経路に障害物が生じないよう、ガラスは強化ガラスや飛散防止フィルム張りとするなどの対策を行う。	-	_		
		移動制約者が、安全に救助を待つことができるよう、階段踊り場や非常エレベーター付近等に一時避難スペースを各階に確保する。	-	_		
		一時避難スペースは、非常階段等の踊場、避難バルコニーなど救助の手が届きやすい場所に、避難距離や	_	_		
	1h	ルートを考慮しつつ計画する。				
誘	チェック	検 討 項 目				
導		音声放送、光の点滅による警報、文字放送等を用いて来庁者及び職員に対し、多角的に伝達する。	_	_		
	1h	防災センターなどとの間で双方向が連絡のとれるインターホン等を設置する。	_	_		
災	チェック	検討項目	I		<u> </u>	
害		災害が発生した場合に帰宅困難者や一時避難者の受け入れが必要となる可能性があるかを把握する。 受け入れの可能性がある場合は受け入れ人数による受け入れ場所を段階的に想定しておく。その際は非	_	_		
時		文リ人れの可能性がある場合は交り人れん数による文り人れ場所を政権的に忽定してある。その際は非常時継続業務のための執務空間との区別やセキュリティ、暑さ寒さ等の配慮が必要となる。	-	-		
対		受け入れ場所の設備は想定される状況(断水、停電など)と提供する支援の内容を確認の上、決定す				
応		る。主な支援の内容はトイレ使用(車椅子使用者用便房含む)、食料・水、応急手当、携帯電話等の 充電設備、公衆電話、交通情報・災害情報の提供等	_	_		
2	防犯		<u> </u>			
	チェック	検 討 項 目				
配		来庁者が利用する場所と、立ち入りを制限する場所との間で日常動線が交錯しないようなゾーン計画とする。	_	-		
置		自然に監視ができるような建築計画とする。	_	_		
•		人の目が届きにくいEV、トイレ等は、設置する位置や人の出入りの様子等がわかるような工夫を考慮する。	_	_		
機		外部空間については、植栽や囲障等により死角を作らないように配慮し、適切な見通しを確保する。また、	_	_		
能		適切な夜間照明の設置に配慮する。				
		適切な防犯システムの設置等により、防犯性を確保するとともに、来庁者等の安全確保に配慮する。	_	_		

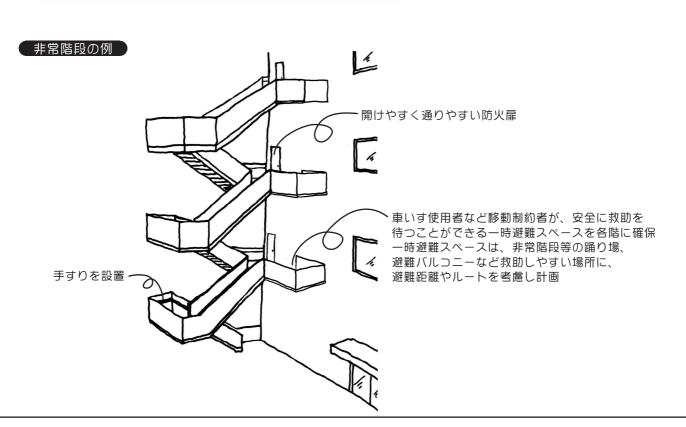
誘導音装置付誘導灯の例



光走行式避難誘導装置の例



光源を避難方向に沿って配置し、順次点滅させる ことにより、光が避難口の方向に走行するような イメージを与え、避難誘導させるシステム



第3章 参考資料

床の滑り

第2章のユニバーサルデザインチェックリストに記載されている「滑りにくい仕上げ」は、以下のことを参考にして適切に選定する。

床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

評価指標

- ・床の滑りにくさの指標として、JIS A 1454(高分子系張り床材試験方法)に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数(C.S.R)や JISA 1509-12(陶磁器質タイル試験方法-第12部:耐滑り性試験方法)によって測定される素足の場合の滑り抵抗値(C.S.R・B)を用いる。
- ・高分子系張り床材や陶磁器質タイル以外の床材についても、これらの試験方法によって、滑 り抵抗値を測定することが可能である。

材料・仕上げ

・履物を履いて動作する床の材料・仕上げは、当該部分の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数(C.S.R) の推奨値(案) ※ を参考にする。

■表-1	履物着用の場合の滑り	日本建築学会の推奨値(案	₹)

床の種類	単位空間	推奨値(案)
履物をはいて動作 する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、 屋内の通路、階段の踏面・踊場、 便所・洗面所の床	C.S.R=0.4以上
	傾斜路(傾斜角: $ heta$)	C.S.R−sin θ =0.4 以上
	客室の床	C.S.R=0.3以上

^{※ (}社) 日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』 (2008年6月)

・素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床材料・仕上げは、当該部分の使用条件を勘案 した上で、表-2の滑り抵抗値(C.S.R・B)の推奨値(案)※を参考にする。

■表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会の推奨値(案)

床の種類	単位空間	推奨値(案)
素足で動作し大量 の水や石鹸水など	浴室(大浴場)、プールサイド、 シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上
がかかる床	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B =0.6 以上

^{※(}社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)

使用箇所

- ・履物の有無や種類、ほこりや、水分の付着の有無により滑りやすさは大きく異なるので、材料・仕上げの C.S.R 値等を確認するときは、床の使用時に想定される条件*を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認する。
 - *下足(靴、運動靴、サンダル等)、上足(靴下・スリッパ等)又は素足、・雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等

案内用図記号

不特定多数の人々に対して情報を伝えるためにデザインされた、専門的または職業的訓練なしでも理解される図記号として、案内用図記号(ピクトグラム)は、JIS Z8210 に規格化されている。使用方法については下記、国土交通省 H P 等を参照すること。

国土交通省 HP 内の案内用図記号に関するページ:

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html

また、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団においては、案内用図記号 (JIS Z8210) に登録されていない項目を含む標準案内用図記号を策定し公表している。

(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団 HP 内の標準案内用図記号のページ:

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_top2021.html

なお、非常口については、平成11年3月17日消防庁告示第二号「誘導灯及び誘導標識の基準」で規定されている。

上記に登録された図記号がない用途についても、関連団体が独自に案内用図記号を定め、公表・啓発を行っている場合があるため、必要に応じて検討すること。

トイレ整備の考え方について

令和3年3月に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準*」(以下「建築設計標準」という。)が改正され、それを踏まえ「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」(以下「施行規則」という。)の改正(令和3年10月29日公布、令和4年4月1日施行)が行われた。その中で、高齢者・障害者用等便房への利用集中などを受け、新たなトイレ整備の考え方が示された。

ついては、以下のことに留意して、適切に対応すること。

表示について(施行規則関連)

・高齢者・障害者等用便房の表示において、「だれでもトイレ」、「多機能」、「多目的」という名 <u>称は記載せず</u>、利用対象(車椅子使用者、男女共用等)及び個別機能(オストメイト用設 備、介助用ベッド、ベビーチェア等)を表す名称やピクトグラム等のみで表示する。

■表示の例

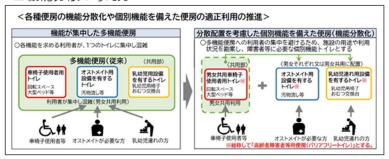


機能分散について(建築設計標準関連)

- ・高齢者・障害者等用便房については多機能化、異性介助や性的マイノリティによる男女共用 便房のニーズの高まりにより利用が集中している。この現状を踏まえ、車椅子使用者用便房 を男女が共用で利用できる位置に設けることに加え、オストメイト用設備を有する便房、乳 幼児用設備を有する便房等の個別のニーズに対応した便房を男女それぞれのトイレ又は男女 が共用できる位置に分散配置する工夫等、「個別機能を備えた便房」を適切に設けて機能分散 することを基本的な考え方としてトイレ計画を検討する。
- ・「個別機能を備えた便房」を分散して設けることが困難な場合でも、車椅子使用車用便房に全ての機能を付加するのではなく、建築物の用途、施設全体のトイレの配置・機能分散のバランス、利用の偏りを考慮した上で機能の組み合わせを検討する。
- ※ 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」:

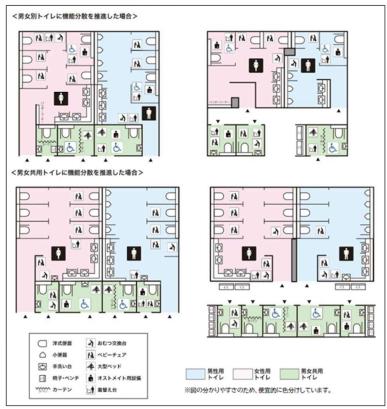
全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報等を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして国土交通省住宅局建築指導課が定めたもの。

■機能分散の考え方



(出典:建築設計標準 国土交通省住宅局)

■機能分散を推進したトイレの計画例



(出典:共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究 報告書 国土交通省総合政策局)

車椅子使用者用便房の大きさについて(建築設計標準関連)

・車椅子使用者用便房の大きさについては、次のとおりとすることを基本とする。

【不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物】※

ライニング等を除いた有効内法寸法で 200cm×200cm 以上(220cm 程度 ×220cm 程度)を確保し、便房内に**直径 180cm 以上の回転スペース**を設ける。

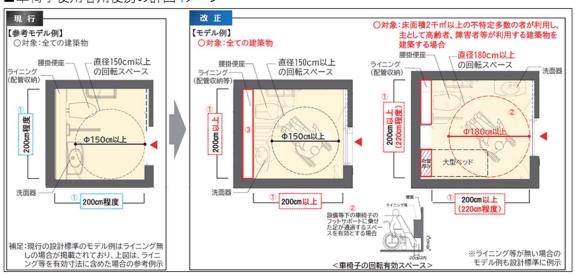
※建築設計標準では、対象に「床面積 2,000 ㎡以上」という規模の要件が付けられているが、東京都建築物バリア

フリー条例では、法に対し基準適合義務を付する建築物の用途を広げ、規模を引き下げていることに留意すること。

【その他の建築物】

ライニング等を除いた有効内法寸法で 200cm×200cm 以上を確保し、便房内にはこれまで 通り直径 150cm 以上の回転スペースを設ける。

■車椅子使用者用便房の計画イメージ



(出典:「建築設計標準」の講習会(令和3年3月開催)資料 国土交通省住宅局)

取組事例の紹介

(1) 大型の車椅子による移動への配慮

電動車椅子等が普及し、車椅子の幅員及び全長等が大型化する傾向にあるため、以下の配慮を 行うことが望ましい。

新築・改築・増築において、施設内で車椅子の通行を想定している箇所については、JIS で規定する車椅子の寸法の最大値で、通行に支障がないことを確認する。

改修において、新築と同等の検討を行い、可能な範囲で車椅子が容易に通行できる開口や通路 の幅を設計に反映する。また、通行に支障が生じる箇所については、別ルートの整備等行う。

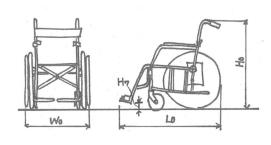


表 1 JIST9201 で規定する車椅子寸法

部位		寸法值 b)
全長	(L_0)	1 200 mm 以下
全幅	(W ₀)	700 mm 以下
フットサポート高	(H ₇)	50 mm 以上
全高	(H ₀) a)	1 200 mm 以下

- 注: ヘッドサポートを取り外したとき。
- り リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する 車椅子は、標準状態の寸法とする。

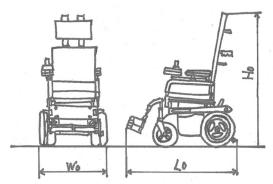


表 2 JIST9203 で規定する最大寸法

	単位 mm
区分	最大寸法 3)
全長 (L ₀)	1 200
全幅 (W ₀)	700
全高 (H ₀) b)	1 200

- 注 ** リクライニング機構(図 JA.1 参照), リフト機構(図 JA.2 参 照) 及びティルト機構(図 JA.3 参照)を装備する電動車椅子 は、標準状態の寸法とする。
 - い ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーをもつ場合、 その高さは1090 mm とする。

▶車椅子の軌跡を描いてスロープ幅を検討した例

JIST9201 及び JIST9203 に示す最大寸法により、

直角に曲がっても支障なく通行できることを確認した。

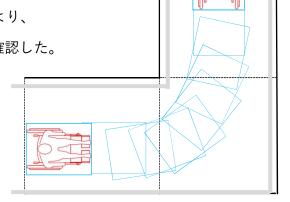


図 スロープ幅検討例

(2) -1 外国人旅行者等への配慮

- 増加する外国人に対して、より生活や利用のしやすい環境整備を行った事例を紹介する。

ICT 機器(QR コード)の活用例

東京都第一本庁舎 45 階展望室 (北)及び(南)においては、QR コードを活用し、訪れた人々に母 国語で情報を提供している。

展示パネルと連動し、全32スポットの情報がQRコードを読取ることで、スマートフォン等に自動表示される。

不特定多数の外国人が訪れる施設において、全てのサインの多言語化が難しい場合に有効である。



写真 1 「Tokyo Sky Guide」

ICT 機器(デジタルサイネージ) の活用例

東京都第一本庁舎 2F 案内コーナーでは、外国人旅行者の利便性向上を目的に、情報を多言語で提供する ICT 機器(デジタルサイネージ)を設置している。

写真2に示しているのは英語表記だが、日本語、英語、中国語、韓国語の4言語で案内を行うことが可能である。



写真 2 「Digital Guide Board」

(2) -2 ピクトグラムを活用した外国人旅行者等にもわかりやすいサイン

ピクトサインの活用事例

有明アリーナのトイレ案内板は、外国人旅行者等にもわかりやすいサインとするため、各種トイレの機能(オストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッドなど)をピクトグラムで表現している。

これらのピクトグラムは、JIS で定められているものを基本とし、JIS 規格に定めのないものについては、「公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団」が策定した標準案内用図記号を採用している。

東京都が整備する、オリンピック・パラリンピックの競技会場



写真3 有明アリーナ案内板

ピクトサイン+多言語化の事例

東京都庁舎案内コーナーでは、ピクトサインだけではなく、日本語、英語、中国語、韓国語を併記している。

施設の利用状況を想定し、必要と考える言語を併記することや、ピクトサインと多言語化を組み合わせ、誰もが利用しやすいよう、分かりやすい空間の整備に努めることが望ましい。



写真 4 東京都第一本庁舎 2 F案内コーナー

東京 2020 大会の施設整備におけるユニバーサルデザイン (Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインとアクセシビリティ・ワークショップ)

東京都は、東京 2020 大会に向けて、都立の 1 1 競技会場の整備に当たり、組織委員会が策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえるとともに、大会後の利用を見据えて、誰もが使いやすい施設にすることを目指し、障害のある方や学識経験者などからなる「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置した。そこで、様々な項目について、検討を実施し、出された様々な意見を踏まえて整備方針を取りまとめ、その内容を反映し、新規施設の整備や既存施設の改修を進めた。

その成果をとりまとめたオリンピック・パラリンピック準備局(当時)の報告資料を掲載する。

以下、「東京 2020 大会の都立競技会場整備におけるアクセシビリティに関する東京都の取り組みについて〜障害のある方や学識経験者が参画したアクセシビリティ・ワークショップ〜」より抜粋の上、一部加工。

Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン

【発行】

公益財団法人

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

【発行年月日】

平成29(2017)年3月24日

著作権上非表示

【概要】

- ○組織委員会がIPC(国際パラリンピック委員会)の 求めに応じて策定する、大会運営におけるハード・ ソフト両面のバリアフリー化を目的とした指針
- 〇平成26(2014)年11月に、国、都、組織委員会共催で「アクセシビリティ協議会」を立ち上げて以降、3 つの部会を設け、20にわたる障害当事者団体等の意見を聞きながら策定

アクセシビリティ・ワークショップ

〇 概要

東京2020大会で使用する都立競技施設については、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を適切に反映することに加え、障害のある方がより利用しやすい施設となるよう、設計段階において、障害当事者の方や学識経験者等から直接意見を聴取するため、アクセシビリティ・ワークショップを設置(外部委員9名及び東京都職員で構成)



大会時だけでなく、大会後の利用も見据えて、障害のある人もない人も含めた全 ての人にとって使いやすい施設を残すことを目指す

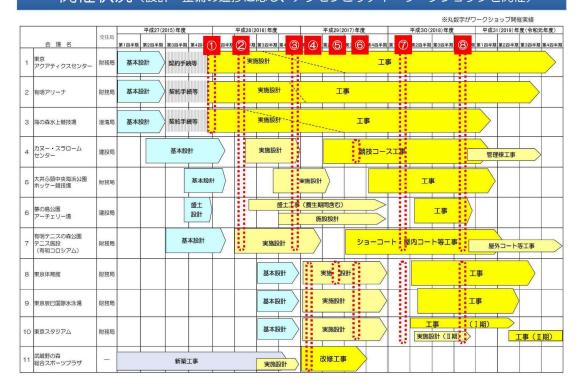


<第5回ワークショップ 現場視察(東京体育館)>



<第7回ワークショップ>

開催状況(設計・整備の進捗に応じ、アクセシビリティ・ワークショップを開催)



検討経緯

平成28(2016)年3月から平成31(2019)年2月まで、8回開催し、委員から意見を聴取 ※WS:アクセシビリティ・ワークショップの略称

新規施設

(H28.3) 第1回WS:基本設計図面への意見聴取

有明アリーナ、東京アクアティクスセンター、海の森水上競技場

(H28.7) 第2回WS:実施設計図面への意見聴取

- ・トイレの機能分散
- ・観客席配置(車いす使用者席・同伴者席、付加アメニティ席)
- 休憩室・コーナーの配置 (カームダウン・クールダウン)

既存施設

(H29.5) 第4回WS:基本設計図面への意見聴取 今までの意見への対応状況

- ・第1~3回での新規施設における整備方針の議論を 踏まえた既存施設の改修方針を説明
- (トイレの機能分散・車いす使用者席等の改修配置計画)

(H29.8) 第5回WS:現地視察を通しての意見聴取 東京体育館

(H29.3) 第3回WS:実施設計図面への意見聴取

- ・観客席の仕様(手がかり、電動車いすコンセント等)
- ・トイレ設備仕様(フラッシュライト、JISのボタン配置等)
- ・エレベーター閉じ込め対策、音声案内設備

(H29.10) 第6回WS:実施設計への意見聴取 今までの意見への対応状況

・第4・5回における意見を踏まえた実施場中の対応状況を説明(トイレの機能分散や観客席の仕様など)

(H30.6) 第7回WS:サインの考え方に関する意見聴取・現地視察 【東京スタジアム】

・サインの整備方針・・原寸大のサイン見本・東京スタジアムの現地視察

(H31.2) 第8回WS:サイン詳細仕様・検討結果のまとめ

検討経緯

各施設において、以下の項目について検討を実施

主な検討項目

(1)観客席

- ・車いす使用者席や優先席(※)の垂直、水平分散配置・車いす使用者のサイトライン確保
- ・車いす使用者席、優先席の仕様・手すりの設置
- ※優先席は、車いすを使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー、足腰・長身・横幅が広い等何らかの 理由で配慮された席が必要な人のための席

(2)トイレ

- ・機能の分散配置
- ・異性の介助者等への対応
- ・個室トイレ内での災害認知
- ・トイレ個室の仕様と寸法

(3)サイン

- ・配置、大きさ、書体、コントラスト
- ・ピクトグラム
- •多言語対応

(4)その他

- ・音声案内設備・・視覚障害者誘導用ブロック・救護スペース、救護室
- エレベーターの閉じ込め対策
- 大型スクリーン
- •集団補聴設備

検討結果のまとめ(主な整備方針)

アクセシビリティ・ワークショップで委員から出た意見を踏まえて、観客席・トイレ・サインなど の各項目について、整備方針として取りまとめた

観客席	
観客席仕様	 ○ アクセスしやすい箇所に「車いす使用者席」・「同伴者席」・「優先席(付加アメニティ席)」を設置。同伴者席・優先席は、原則として可動式とし、スペースを用意することで多様な利用形態に対応 ○ 観客席階段には、通路幅員が確保できない場合等を除き、原則、手がかりを設置 ○ 観客席階段の注意喚起の点状ブロックについて、スペースの都合上段鼻との離隔が取りにくい場合は、二列を一列にするなどしてなるべく設置(狭あい部を除く) ○ 階段段鼻にはコントラストを付けて視認性確保 ○ 電動車いす用コンセントを、各サイドの車いす使用者席・同伴者席のうちの一箇所程度に原則設置
サイトライン	O 車いす使用者席前列の観客が立ち上がった場合でも、車いす使用者の視界を 妨げないようにサイトラインを原則確保
分散配置 (車いす使用者席)	O サイトラインの確保等に留意しつつ、車いす使用者席を会場内に垂直水平 分散にて配置。既存施設で避難ルートの確保が困難な場合などは、水平分散 を実現

検討結果のまとめ(主な整備方針)

トイレ	
機能分散	 ○ 新規施設には、利用者それぞれに対応した「車いす対応トイレ(大型ベッドを付加したものを含む)」・「異性介助用の男女共用トイレ」・「手すり付トイレ」・「オストメイト対応トイレ」・「乳幼児対応トイレ」を設置 ○ 既存施設でも車いす対応トイレの利用集中を緩和するため、「手すり」・「オストメイト用設備」・「ベビーチェア」・「おむつ交換台」の機能を男子・女子トイレになるべく分散して配置 ○ 既存施設において、スペース等の確保が出来ず、「異性介助用の男女共用トイレ」を設置することが困難な場合は、車いす対応トイレを男女共用トイレとしても利用可能とし、プライバシーを確保できるよう、カーテンをなるべく設置
トイレ設備仕様	 ○ 便房には、災害発生を発光で知らせるフラッシュライトを設置 ○ 便房内に新設・改修する操作ボタンの配置は、JIS配列にて統一 ○ 便房扉鍵には使用有無が分かるよう、新設や改修するトイレに表示錠を設置 ○ 便房扉等には、便房内に備わっている機能が分かるようピクトグラムを表示 ○ 便房に新設する手すりは、壁面等と異なる配色にするなど、コントラスト確保に配慮 ○ 新規施設の車いす対応トイレ・男女共用トイレにはカーテンを設置

検討結果のまとめ(主な整備方針)

サイン

- O 施設入口から観客席まで、連続した案内となるよう、施設規模に応じてサインを配置
- 施設内で配置が限られる設備(カームダウン・クールダウンなど)を総合案 内板になるべく表示

配置 大きさ 書体

- 機能分散したトイレ機能(ベビーチェア等)についてもなるべく早い段階で情報が入手できるように、各所にピクトグラムを表示し連続的に案内
- O 立ち止まって見るサインや進行方向から見づらい場所に表示するサインの文字等の大きさは、ガイドラインよりも一回り大きい文字サイズとする
- 文字間隔は、誰にとっても表示内容が理解しやすいよう、意味のまとまりを 考慮し調整
- 書体の選定に際しては、弱視など様々な方にとって見やすいフォントを選定
- 日本語・英語・ピクトグラムにより設備等を表示し、名称や英訳は施設間で統一(P14「7 検討結果のまとめ(ピクトグラム・名称)」参照)

多言語対応 ピクトグラム コントラスト

- ピクトグラムは J I S 規格を採用。基準に定めのないピクトグラムは平成 30(2018)年10月に策定された標準案内用図記号等を施設間で統一して使用。 ピクトグラムは白黒反転など周辺のコントラストを踏まえ計画
- 色や文字を用いた案内を行う場合、色弱の方が認識しやすいようコントラストを確保
- トイレと更衣室の場所を示すピクトグラムは色や文字を用いる

検討結果のまとめ(主な整備方針)

その他

音声案内等

- 建物出入口に誘導鈴、一般トイレ出入口に簡潔な案内の音声案内を設置(観戦等に影響がある場合を除く)
- O 新規施設には、非常用の誘導音・点滅装置付き誘導灯を各階の階段出口等と 建物出口に設置(消防上、設置できない場合を除く)

視覚障害者 誘導用ブロック

○ 施設メインエントランスなど建物入口等まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、以降、施設内は人による誘導等を想定

集団補聴設備

○ 観客席には集団補聴設備(磁気ループ又は F M補聴システム)をなるべく分散 して配置

カームダウン・クールダウン

- 新規施設で付近に救護室がない場合は、一時的に落ち着ける、カームダウン・クールダウンを用意
- O 既存施設では恒常的な設置が困難な場合に、イベント時、一時的にカームダウン・クールダウンとして利用できる会議室・スペースを活用

エレベーター 閉じ込め対策

○ 新設する観客用エレベーターについては、扉へのガラス窓設置(防火上困難な場合等を除く)、監視カメラの設置、かご内外で情報共有できるパネル表示等の仕組みを導入

大型モニター

- 新設する大型モニターは全ての観客席から明瞭に見られるよう、設置できる 位置や箇所数を確保
- ※ハード整備による対応が難しい点については、施設管理者等による適切な配慮の推進やホームページ等における アクセシビリティ情報の発信等ソフト面の取組で補うことができるよう、関係者間で情報共有し、連携していく

検討結果のまとめ(ピクトグラム・名称)

<トイレ以外の主なもの> <トイレ> 名称 名称 ピクトグラム ピクトグラム (日英) (日英) 男子/女子トイレ カームダウン・クールダウン (Men's/Women's toilet) (Calm down, cool down) (*1)車いす対応トイレ 2 (Accessible toilet) ベビーケアルーム 2 (Baby care room) (%2) 男女共用トイレ (All gender toilet) (車いす使用者席) 車いす使用者席 3 ※同伴者席含む (Accessible seat) (簡易型)オストメイト用設備 (Facilities for ostomy) 優先席 (付加アメニティ席) (Priority seat) 介助用ベッド (Care bed) 磁気ループ ベビーチェア(Baby chair) おむつ交換(Diaper changing table) 5 (Hearing loop) 6 着替え台(Changing board) 更衣室(男性/女性更衣室) 6 手すり (Dressing room (Men/Women)) (便房手すり) (handrail)

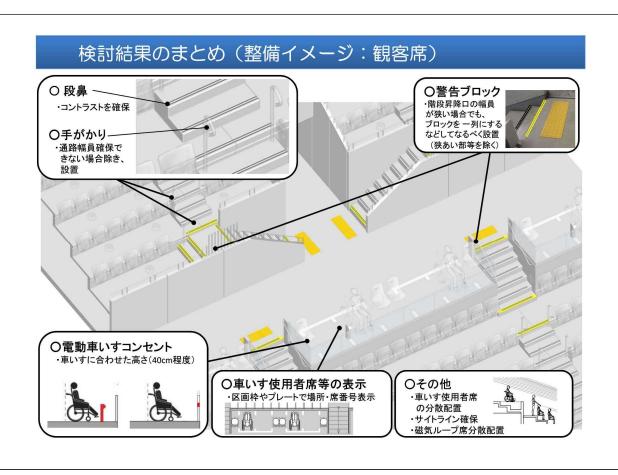
- ※1「公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団」が平成30(2018)年10月に新たに策定した標準案内用図記号 (JIS化案として策定され、その後2020年5月20日に JIS Z8210(案内用図記号)に追加)
- ※2 2020年5月20日に JIS Z8210(案内用図記号)へ追加された「授乳室」のピクトグラムを含め、設備に応じて 適切なものを利用する。
- ※3 競技基準などで名称が定められている場合はこの限りではない。

検討結果のまとめ(整備イメージ:エントランス)









検討事例(1) 車いす使用者席・同伴者席、優先席

- ■アクセシビリティ・ガイドラインにおける記載
- ・アクセシブルな座席は、様々なエリアに組み入れ、複数の選択が可能なよう配慮する。
- ・簡単に移動できるいすを用いれば、車いす使用者が2人かそれ以上の場合は、車いすを横に並べられる。



■アクセシビリティ・ワークショップにおける意見

「一般の観客が様々な場所で観戦できるのであれば、車いす使用者席の分散配置などにより、障害のある方も 同様であるべき」

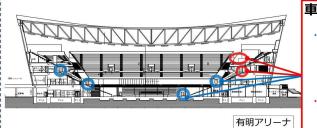
「車いす使用者の同伴者席は、固定よりも可動にして、車椅子2台に同伴者1名など、様々な対応ができるようにすべき」



- ■車いす使用者席・同伴者席、優先席に反映させた事項
- サイトラインの確保等に留意しつつ、車いす使用者席を垂直水平分散にて配置。既存施設で 避難ルートの確保が困難な場合などは、水平分散を実施
- アクセスしやすい箇所に「車いす使用者席」・「同伴者席」・「優先席(付加アメニティ席)」を設置。 同伴者席・優先席は、座席を固定せず、スペースを用意することで多様な利用形態に対応
- ※優先席は、車いすを使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー、足腰・長身・横幅が 広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席

検討事例(1) 車いす使用者席・同伴者席、優先席





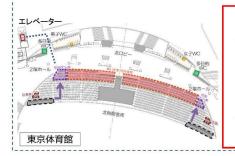
車いす使用者席・同伴者席の配置

・【第1回WS】青部分に水平分散 (1,2階:避難階)

・消防庁等と災害時避難を協議・サイトラインが取れる配置の再検討

・【第2回WS】赤部分を追加し垂直分散を強化 (1~4階)

○ 既存施設では、構造等の制約がある中で、望ましい数・配置について議論



優先席の配置

・【第4回WS】黒部分 (階段下りた最前列)



・ [第6回WS] 紫部分に移動 (バリアフリーアクセスできる最上段) ※ 全体の席数は減少

検討事例(1) 車いす使用者席・同伴者席、優先席

■整備事例



サイトラインの 確保

垂直水平分散

アクセスの しやすさ

車いす使用者席・同伴者席/優先席





検討事例(2) トイレ機能の分散配置

■アクセシビリティ・ガイドラインにおける記載

・多機能トイレを補完し、機能を分散して配置できるよう、 男女別のトイレ内に『簡易型多機能便房』『個別機能を備えた便房』を設置する。



■アクセシビリティ・ワークショップにおける意見

「多目的トイレのみに機能を集中させず、狭くても機能別のものを分散してほしい」 「同性介助がどうしてもできない場合のために、狭くて機能も少なくていいので、異性が一緒に入れる トイレが欲しい」

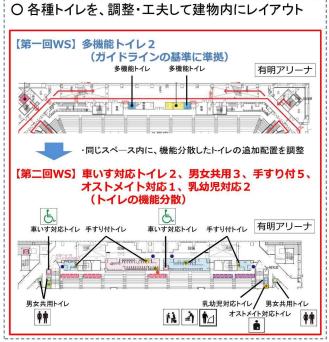


■トイレ機能の分散配置にあたり反映させた事項

- 新規施設には、利用者それぞれに対応した「車いす対応トイレ(大型ベッドを付加したもの 含む)」・「異性介助用の男女共用トイレ」・「手すり付トイレ」・「オストメイト対応トイレ」・ 「乳幼児対応トイレ」を設置
- 既存施設においては、スペース等の確保が出来ず、「異性介助用の男女共用トイレ」を設置する ことが困難なため、車いす対応トイレを男女共用トイレとしても利用可能とし、プライバシー を確保できるよう、カーテンをなるべく設置

検討事例(2) トイレ機能の分散配置





検討事例(2) トイレ機能の分散配置

■整備事例 (有明アリーナ)

<車いす対応トイレ>



手すり カーテン オストメイト対応設備 介助用ベッド



<男女共用トイレ>

カーテン

<手すり付トイレ>

<オストメイト対応トイレ> <乳幼児対応トイレ>







検討事例(3) サイン計画(大きさ、書体、ピクトグラム等)

- ■アクセシビリティ・ガイドラインにおける記載
- ・案内板等は高齢者、障害者等に配慮した大きく太い文字を使用し、できるだけ簡潔な表現とする。
- ・どのような表示サインにも国際的に認められたシンボルの利用が望ましい。



■アクセシビリティ・ワークショップにおける意見

「(文字を大きくしても)意味のまとまりを考えて言葉の間隔を空けないと、知的障害者には理解しづらい」 「色のコントラストや文字の見え方などについて、弱視や色弱の方の意見も踏まえて計画した方がよい」 「トイレは誰が優先という表示はいらず、備わっている機能のピクトを簡潔に表示」



- ■サイン計画に反映させた事項
- 立ち止まって見るサインや進行方向から見づらい場所に表示するサインの文字等の大きさは、 ガイドラインよりも一回り大きい文字サイズとする。
- 文字間隔は、誰にとっても表示内容が理解しやすいよう、意味のまとまりを考慮し調整
- 書体の選定に際しては、弱視など様々な方にとって見やすいフォントを選定
- 日本語・英語・ピクトグラムにより設備等を表示し、名称や英訳は施設間で統一
- ピクトグラムは J I S規格を採用。基準に定めのないピクトグラムは平成30(2018)年10月に 策定された標準案内用図記号等(JIS化案※)を施設間で統一して使用 ※ 2020年5月20日に JIS Z8210 (案内用図記号) に追加

検討事例(3) サイン計画(大きさ、書体、ピクトグラム等)





検討事例(4) その他(観客席、トイレ、建物出入口等の詳細)

■アクセシビリティ・ガイドラインにおける記載

- ・階段部の安全な昇降に配慮して、階段沿いの座席に手がかりを設けることが望ましい。
- ・緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備を備えることが望ましい。
- ・表示サインとあわせ、音声案内や音響案内を設置する。
- ・救急処置施設は、障害の有無に関わらず、全ての利用者に対応しなければならない。



■アクセシビリティ・ワークショップにおける意見

「階段の傾斜が急で怖く感じる場所も実際にあるので、配慮してほしい」

「災害の発生を知らせる警報について、聴覚障害者がトイレの個室内にいても分かるような方法が必要」 「音声案内や文字による案内等の設備を、視覚障害者にも分かりやすく利用できるよう整備してほしい」 「精神障害者などは、急に体調が悪くなり休みたくなるので、救護室のような場所を客席付近に設けてほしい」



■計画に反映させた事項

- 観客席階段には、通路幅員が確保できない場合等を除き、原則、手がかりを設置
- トイレの便房には、災害発生を発光で知らせるフラッシュライトを設置
- 建物出入口に誘導鈴、一般トイレ出入口に簡潔な内容の音声案内を設置 (観戦等に影響がある観客席に面した位置にあるトイレ等を除く)
- 新規施設で付近に救護室がない場合は、カームダウン・クールダウンを用意

検討事例(4) その他(観客席、トイレ、建物出入口等の詳細)

○ 構造やスペース、維持管理やコストなどを踏まえ、意見をどう反映するか、個々に議論

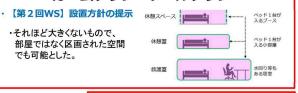
観客席手がかり

- ・【第3回WS】設置方針の提示
- ・各施設で傾斜が異なるものの、 法令の範囲内で 可能な限り 設置することとした。



カームダウン・クールダウン

それほど大きくないもので、 部屋ではなく区画された空間 でも可能とした。



観客席階段の段鼻

- ・【第8回WS】施工方針の提示
- 駅などを参考に、 最初と最後の段には 警告色(黄色)も 用いながら 段鼻を強調表示





フラッシュライト

- 【第3回WS】設置方針の提示
- 維持管理や整備コストを考慮し、 トイレの便房2ブースで1台を 共有するなどの設置方法も可 能とした。



音声誘導装置

- 【第3回WS】設置方針の提示 ・建物入口、トイレ入口
- 【第8回WS】音声内容の確認
- 実際に流す言葉を視覚障害者に 確認(言葉の順番、長さ等)



音声案内装置 (センサー式) アナウンス例 -ンポーン 男性用トイレはこ ちら、女性用トイ レは右側、車いす 対応トイレは左側 にあります。男性 用トイレの触知板 はこの下にありま す。」

検討事例(4) その他(観客席、トイレ、建物出入口等の詳細)

■整備事例



【参考】観客席数・トイレ配置数(新規施設)

	東京アクアティクスセンター	クアティクスセンター 将明アリーナ ※2		カヌー・スラロームセンター ※3・4	大井ふ頭中央海浜公園 ホッケー競技場※3		有明テニスの森公園 テニス施設	
					メインピッチ	サブビッチ	コロシアム※5	ショーコート
観客席								
440 min minute / 1 42 5 5	約5,000席	約15,000席	約2,000席	/	約2,600席	約500席	約9,700席	約3,000席
総座席数(レガシー)	(観客席: 2階·3階)	(観客席:1階~4階)	(観客席:1階・2階)	/	(観客席: 2階・3階)	(観客席: 2階・3階)	(観客席:1階~3階)	(観客席:1階・2階)
	計 52席	計 150席	計 24席	/	計 26席	計 5席	計 98席	計 36席
車いす使用者席(席数)	(1.0%)	(1.0%)	(1.2%)	/ /	(1.0%)	(1.0%)	(1.0%)	(1.2%)
(配置)	2・3階席に配置	1~4階席に配置	1・2階席に配置	/	2・3階席に配置	2階席に配置	1・2階席に配置	1・2階席に配置
	計 52席	計 150席	計 24席	/	計 26席	計 5席	計 98席	計 36席
同伴者席 (席数)	(1.0%)	(1.0%)	(1.2%)	/ /	(1.0%)	(1.0%)	(1.0%)	(1.2%)
(配置)	2・3階席に配置	1~4階席に配置	1・2階席に配置	/	2・3階席に配置	2階席に配置	1・2階席に配置	1・2階席に配置
優先席	計 5 2席	計 157席	計 24席	/	計 26席	計 5席	計 102席	計 36席
【付加アメニティ席】(席数)	(1.0%)	(1.0%)	(1.2%)	/	(1.0%)	(1.0%)	(1.0%)	(1.2%)
(配置)	2・3階席に配置	2~4階席に配置	1・2階席に配置	/	2・3階席に配置	2階席に配置	1・2階席に配置	1・2階席に配置
磁気ループ席 (席数)	計 1,174席	計 1,562席	計 850席	/ /	計 260席	計 80席	計 1,234席	計 270席
(配置)	2・3階席に配置	2~4階席に配置	1・2階席に配置	/	2階席に配置	2階席に配置	2~4階席に配置	2・3階席に配置
			(F M方式)	/				
トイレ								
機能分散状況(観客・関係	者用含む)							
車いす対応トイレ設置数	19	25	16	3	9	4	15	6
男女共用トイレ設置数	5	14	2	3	4	2	4	2
手すり付トイレ設置数※1	20	86	33	8	25	6	39	27
オストメイト対応トイレ設置数※1	16	15	2	1	3	4	10	2
乳幼児対応トイレ設置数※1	19	11	6	1	13	16	33	9

【参考】観客席数・トイレ配置数(既存施設)

	東京体育館 (メインアリーナ)		東京辰巳国際水泳場 ※		東京スタジアム ※ (スタジアム棟)		武蔵野の森総合スポーツプラザ (メインアリーナ)	
観客席	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後
	6,030席	5,308席	3,633席	3,589席	49,930席	48,013席	6,662席	5,933#
総座席数(レガシー)	(観客席: 2階·3階)	(観客席: 2階・3階)		3,309 局 (観客席: 2階·3階)	ad service .	40,013 桶 観客席: 上・下層スタンド	(観客底: 3階·4階)	(観客席: 3階・4階
車いす使用者席(席数)	計 29席	計 55席 (1.03%)	計 20席	計 36席 (1.00%)	計 394席	計 336席 (0.69%)	計 1席	計 72席 (1.21%)
(配置)	2階席に配置	2階席に配置	2階第に設置	2階席に配置	下層スタンドに配置	下層スタンドに配置	3階席に配置	3階席に配置
同伴者席 (席数)	設置なし	計 55席 (1.03%)	設置なし	計 36席 (1.00%)	設置なし	計 328席 (0.68%)	設置なし	計 58席 (0.97%)
(配置)		2階席に配置		2階席に配置		下層スタンドに配置		3階席に配置
優先席 (村加アメニティ 席) (席数) (配置)	設置なし	計 12席 (0.22%) 2階席に配置	設置なし	計 14席 (0.39%) 2階席に配置	設置なし	計 72席 (0.14%) 下層スタンドに配置	設置なし	計 6 2 所 (1.04%) 3階・4 階席に配置
磁気ループ席 (席数) (配置)	設置なし	ー (FM方式を導入)	約 170席 (FM方式)	計 176席 2階席に配置 (FM方式)	計 224席 下層スタンドに配置	計 198席 下層スタンドに配置	計 138席 3階席に配置	計 92 度 3階席に配置
トイレ 機能分散状況(観客・関係	経者用含む)							
車いす対応トイレ設置	数 11	11	5	10	15	26	9	9
	子トイレになる	レの利用集中を緩和する べく分散して配置。「異性: 男女共用トイレとしても利	介助用の男女丼	用トイレ」が、スペース等	の確保が出来す	ず設置困難なため、車い		

関係する法律や条例等

本ガイドラインに関係する法律や条例等については、以下に示すリンク先を参照する。

- ・東京都福祉のまちづくり条例、東京都福祉のまちづくり条例施行規則
 - →https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/jourei_kisoku/index.html
- ・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)
 - →https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/index.html
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律(バリアフリー法)、 高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律施行令(バリアフリー施行冷)
 - →https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
 - →https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

参考文献等一覧

(全国営繕主管課長会議)

ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン

(交通エコロジー・モビリティ財団)

標準案内用図記号

(東京都 福祉保健局)

東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック

(国土交通省 住宅局)

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

(内閣府 防災担当)

避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

(総務省 消防庁)

光警報装置の設置に係るガイドライン

都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン

編集·発行 東京都財務局建築保全部技術管理課 電話 03-5388-2811